

目黒区における地域福祉保健医療計画、
高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び
障害者計画の策定及び改定の
基本的な方向について

(答 申) (案)

令和8年7月

目黒区地域福祉審議会

はじめに

令和7年7月、目黒区地域福祉審議会は、区長から、地域福祉保健医療計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画の策定及び改定に当たっての各計画の方向等について諮問を受けました。本答申にあたり令和8年7月までに4回の会議を開催し、社会情勢の変化に対応した各計画の方向性を打ち出すため、区の現状や国・都の動きを踏まえた検討を重ねてまいりました。

また、この間、小委員会である「計画専門委員会」から、各計画の基本理念及び位置づけと福祉分野の重点事項について検討結果の報告を受けるとともに、目黒区障害者自立支援協議会から障害者計画策定に関する意見が提出され、障害福祉分野の課題と取組の方向性の検討の参考としました。

こうした検討を経て、各計画策定及び改定の基本的な方向を取りまとめ、答申をいたします。

今、中東情勢など昨今の不安定な国際情勢を背景に社会経済状況が変化し、区民生活にも様々な影響を及ぼしていると考えられます。経済的な困窮とともに、単身世帯が増え、地域のつながりが希薄化する中で、既存の制度では対応が困難な複雑化・複合化した課題を抱える人が世代に関わらず今後も増えていくことが見込まれ、福祉分野の枠にとどまらない包括的な支援と包摂的な地域づくりを目指す「地域共生社会」の実現が一層求められています。

当審議会では、「地域共生社会」の実現の推進を検討の基本に据え、地域福祉、高齢者の福祉・介護、障害者福祉等について今後の方向性を示すとともに喫緊の課題となっている介護福祉人材の確保・定着・育成を、重点事項の一つとして取り上げ、分野を超えた議論を重ねました。

この答申は、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）の視点に立ち、高齢者や障害者及び地域の活動団体等を対象に区が実施した実態調査の結果を反映しています。実態調査の対象とすることが難しい、複雑な事情を抱えて支援を必要とする人の状況を把握するため、支援担当所管から提供された事例を含めた支援状況を参考に作成したものです。

区は、本答申を踏まえ、区民の皆さんの多様化・複雑化する福祉・介護ニーズを的確に受け止めて、地域福祉保健医療計画等各計画の策定等を進めることを望みます。

令和8年7月

目黒区地域福祉審議会
会長 石 渡 和 実

目 次

I 各計画の基本理念について

1 地域福祉保健医療計画の基本理念について	1
2 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念について	3
3 障害者計画の基本理念について	5

II 各計画の位置づけについて

1 地域福祉保健医療計画	7
2 高齢者福祉計画・介護保険事業計画	8
3 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画	9

III 福祉分野の重点事項について

1 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の充実（地域福祉1）	10
【検討の視点】	10
【現状・課題】	10
（1）重層的支援体制整備事業	10
（2）福祉の総合相談窓口（福祉のコンシェルジュ）	11
（3）地域包括支援センター	11
（4）障害者の包括的相談支援	11
（5）コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）の活動	12
（6）地域のつながり・支え合い	12
（7）地域福祉に関する調査から	12
【取組の方向性】	13
（1）包括的な支援体制の更なる展開	13
（2）包括的相談支援体制の充実	14
（3）地域の支え合いの推進	14
（4）包摂性のある地域社会に向けて	15
【国等の動き】	15

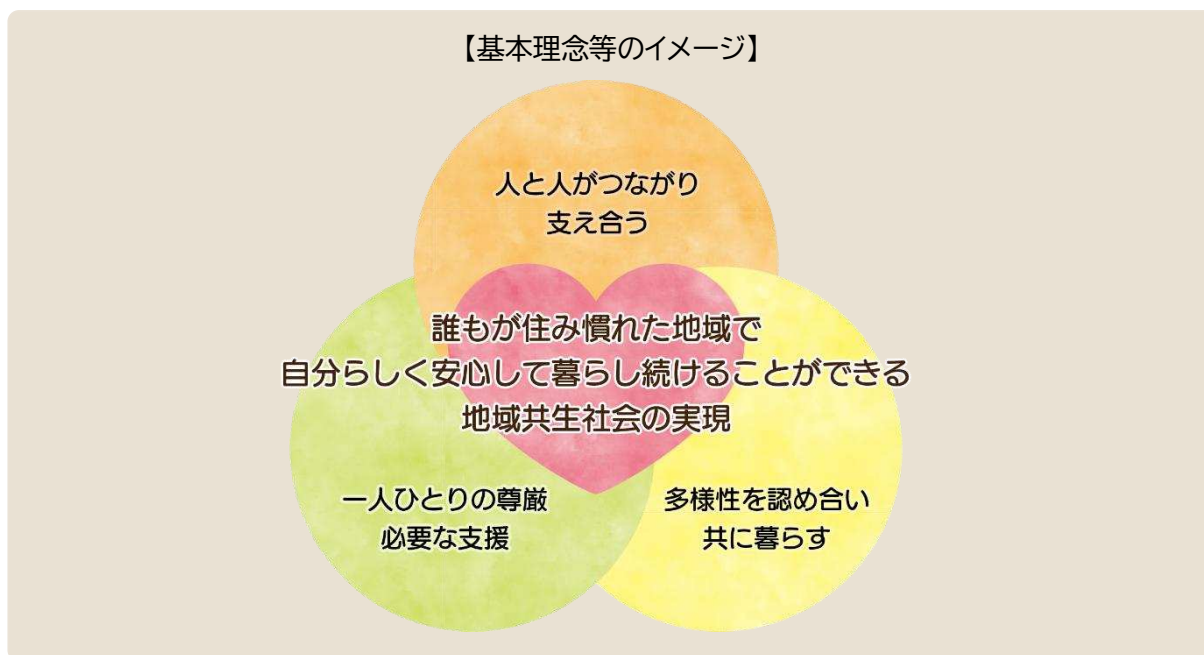
2 誰もが安心して地域で暮らせる支援の推進（地域福祉2）	16
【検討の視点】	16
（1）住まいの支援	16
（2）ひきこもりの状態にある人への支援	18
（3）高齢者を中心とした身寄りのない人への支援	20
（4）権利擁護支援	21
（5）災害時要配慮者への支援	23
3 高齢化の更なる進展に対応した取組の推進（高齢者福祉・介護保険）	27
【検討の視点】	27
（1）地域包括支援センターの機能強化	27
（2）認知症施策の推進	29
（3）高齢者の誰もが尊厳を保ち、自分らしく安心して暮らせる地域社会の構築	31
（4）介護予防・フレイル予防の推進	33
4 総合的な障害者福祉施策の推進（障害者福祉）	36
【検討の視点】	36
（1）地域で安心して暮らし続けることができる環境の整備	36
（2）社会参加の促進	41
（3）ライフステージや障害特性に応じた自立への支援の充実	43
5 介護・福祉人材の確保・定着・育成（介護・福祉人材）	45
【検討の視点】	45
（1）介護分野	45
（2）障害福祉分野	48
（3）地域包括支援センター	49
（4）分野横断的な人材育成	50
（5）地域の関係者による連携・福祉人材全体の確保	51
（6）国等の動き	51
■ 巻末資料	
目黒区長からの諮問	53
目黒区地域福祉審議会委員名簿	54
審議経過	55
用語解説（50音順）（本文中に※を付けた用語について解説しています）	56

I 各計画の基本理念について

1 地域福祉保健医療計画の基本理念について

検討の視点

- 区は、令和6年度に福祉・保健医療分野における計画の見直しを行い、その中で、保健医療福祉の総合計画である「保健医療福祉計画」を再構築して、目黒区における地域福祉の推進と福祉・保健・医療の基本的な考え方などを定める「地域福祉保健医療計画」を策定することとした。これに伴い、従来「保健医療福祉計画」に包含していた「高齢者福祉計画」については、介護保険事業計画と一体的に策定することとし、あわせて、福祉・保健医療分野の各計画の期間を基本的に統一した。
- こうした経緯を踏まえ、当審議会では、新たに策定する「地域福祉保健医療計画」（令和9年度～14年度）の基本理念について検討する。
- 福祉を取り巻く社会状況を見ると、超高齢社会の進展と世帯構成の変化、地域のつながりの希薄化などが、孤独・孤立の状態にある人を増加させるとともに、個人や世帯が抱える課題を複雑なものにしていると考えられる。こうした状況の中、福祉の各制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいと役割をもって助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会※」の実現が、より一層求められている。
- 現行の「保健医療福祉計画」は、「地域共生社会※」の実現に向けて「誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続ける」ことを基本理念とした。この理念は、今後より一層重要になると考えられることから、新たに策定する「地域福祉保健医療計画」においても、基本的に継承することが望ましい。
- 基本理念に基づく施策を推進する「基本的な考え方」については、同様に「保健医療福祉計画」の基本理念の基盤となる「個人の尊厳と人間性の尊重」を踏まえ、【個人の尊厳の保持】、【多様性を認め合い共に暮らすこと】、【人と人がつながり支え合うこと】、の3つの考え方を柱に、それぞれの基本的な取組の方向性を示すことが適切である。
- 以上を踏まえ、本計画の基本理念及び基本的な考え方は、次のとおりとすることが望ましいと考える。



基本理念

本計画の基本理念は、目黒区が目指す、地域における福祉保健医療の将来像として、「誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けることのできる地域共生社会の実現」とする。

基本的な考え方

1 区民一人ひとりが尊厳を持ち、必要な支援を受けられる

- 誰もが暮らしの中で直面する様々な困難について安心して相談でき、その人に寄り添った包括的な支援を受けることができる仕組みを確立する。
- 誰もが自らの意思が尊重され、自律した生活を送ることができるよう、福祉・保健・医療などの必要なサービスが切れ目なく提供されるようにする。

2 人や暮らしの多様性を認め合い、共に暮らす

- お互いの存在と人格を尊重し、多様な価値観を認め合って、誰もが平等に大切にされ、共に暮らす社会をつくる。

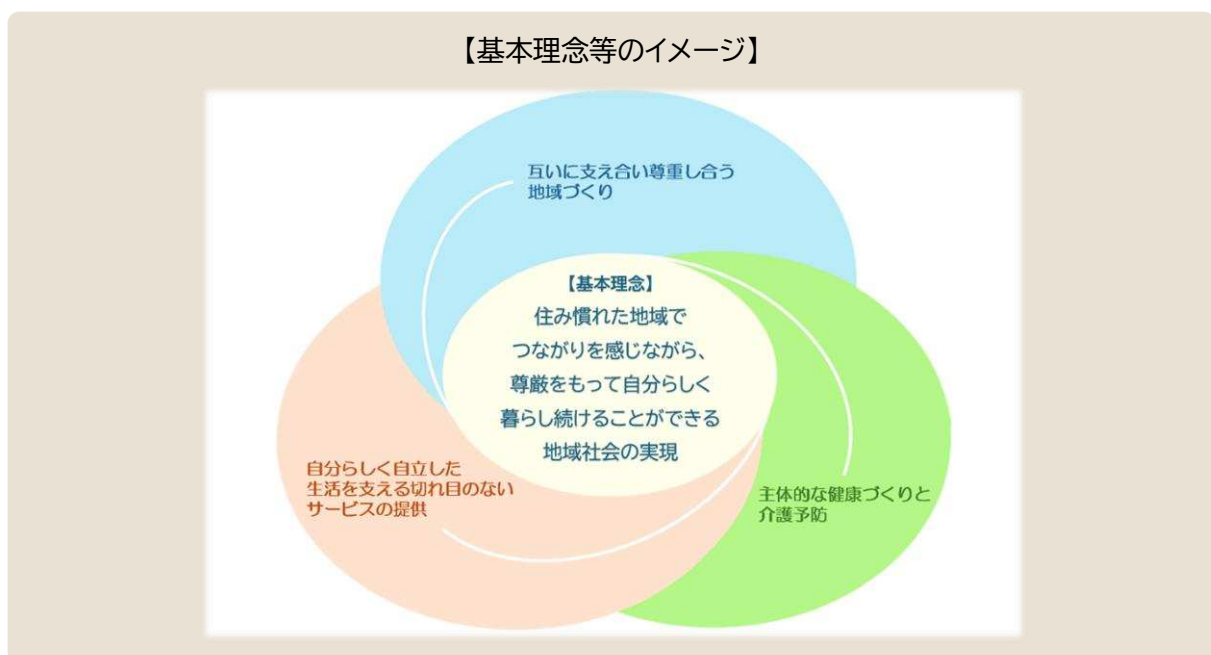
3 人と人、人と社会がつながり、皆が互いに支え合う

- 人と人、人と社会がつながり、誰もが生きがいと役割をもち、自分らしく活躍できる地域社会をつくる。
- 誰もが孤立することなく安心して暮らすことのできる地域社会を目指し、区民と地域の団体、事業者、区が連携・協働する。

2 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念について

検討の視点

- 現行の「保健医療福祉計画」については、老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画」の性格を併せ持つ計画として策定している。今回の改定に際して、「高齢者福祉計画」として介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」と一体的に策定し、高齢者の総合的な計画として位置づけるものである。
- 両法は高齢者が尊厳を保ち、自立し健康で安定した生活を送れるよう社会全体で支えるという共通理念を持っており、現行の目黒区保健医療福祉計画・介護保険事業計画はそうした考えのもとに策定されている。また、東京都高齢者保健福祉計画や目黒区地域福祉保健医療計画との調和を保つ上でも、基本的には現行の目黒区保健医療福祉計画・介護保険事業計画の掲げる理念や目指す社会像、基本的な考え方は継承することが望ましい。
- 少子高齢化と人口減少がますます進行する中で、介護が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して過ごすことができる地域社会の実現が求められている。このためには、高齢者を含めた区民が、役割を持ちながらその力を発揮し、地域全体で支え合うことができる環境整備を進めていくことが一層重要となっている。こうした観点を踏まえ、高齢者福祉計画と介護保険事業計画の一体的整備にあたっては、現行計画の考えを整理したうえで、区民にとってわかりやすく示していくことが望ましい。
- 以上を踏まえ、本計画の基本理念及び基本的な考え方は、次のとおりとすることが望ましいと考える。



基本理念

目黒区が目指す、高齢福祉分野における地域の将来像を踏まえ、本計画の基本理念は「住み慣れた地域でつながりを感じながら、尊厳をもって自分らしく暮らし続けることができる地域社会の実現」とする。

基本的な考え方

1 互いに支え合い尊重し合う地域づくり

- 高齢者が地域で安心していきいきと暮らし続けることができるよう、住民相互の見守りや助け合いの活動など、多様な社会資源と連携・協力し、地域全体で支え合う地域づくりを進める。
- また、現役世代が「支える側」、高齢者は「支えられる側」という従来の固定的な高齢者観にとらわれずに、互いに支えたり支えられたりしながら活躍できる地域社会を目指し、年齢にかかわらず役割や生きがいを持って支え合うことができる環境を整える。

2 主体的な健康づくりと介護予防

- 高齢者が健康でいきいきとした生活をおくることができ、要介護状態となっても重度化を可能な限り防ぐため、就労・学習・交流活動等における自発的参加を促すとともに、社会参加の場の提供や居場所づくりに取り組み、主体的な健康づくりと介護予防を推進する。

3 自分らしく自立した生活を支える切れ目のないサービスの提供

- 福祉、介護、医療等に関する多様な課題に対応する相談支援体制の充実、民間活力の積極的な活用による介護サービス基盤の整備を進めるとともに、地域や関係機関との連携強化に取り組み、自分らしく自立した生活を支える切れ目のないサービスの提供体制の整備を図っていく。

3 障害者計画の基本理念について

検討の視点

- 当審議会では、新たに策定する「目黒区障害者計画」（令和9年度～14年度）の基本理念について検討する。
- 現行計画では、障害者権利条約や障害者基本法の趣旨に基づき、障害の有無にかかわらず、誰もが等しく個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる共生社会※の実現を目指すことを基本理念に掲げている。
- 共生社会※の実現に向けては、障害のある人が自らの意思で選択し、自己実現していくための環境づくり及び多様なライフステージ※・障害特性に対応した総合的かつ分野横断的な切れ目のない支援が重要である。また、障害の社会モデル（※1）を基盤としながら人権モデル（※2）の視点も踏まえ、障害理解・差別解消の促進や意思疎通支援等を通じて、社会参加を制約する社会的障壁の除去を進め、障害者があらゆる場面で自分らしく輝くことができる環境整備をより一層推進していくことが求められる。
- なお、国の障害者基本計画（第5次）では、「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ（※3）向上の視点」が共生社会※の実現において重要とされていることから、本計画はすべての人にとって分かりやすい内容であることを重視する必要がある。
- したがって、次期計画においても根幹となる考え方を簡素・簡潔に表現することに配慮し、基本理念については、障害者権利条約や障害者基本法の趣旨を踏まえ、現行計画の方向性を継承することが望ましい。
- 基本理念の実現に向けた施策を推進する基本的な考え方については、国の障害者基本計画（第5次）や目黒区障害者自立支援協議会から提出された「障害者計画策定に関する意見」の視点等を踏まえ、こちらも現行計画の方向性を基礎としつつ、新たな視点を取り入れることが望ましい。
- 以上を踏まえ、本計画の基本理念及び基本的な考え方は、次のとおりとすることが望ましいと考える。

基本理念

「互いに人格と個性を尊重し ともに支えあい ともに暮らせるまち めぐろ」

基本的な考え方

基本理念の実現に向けて、以下の基本的な考え方に基づき施策を推進する。

自己決定の尊重と意思決定支援

- 障害のある人があらゆる社会活動に主体的に参加するため、本人の自己決定を尊重するとともに、自らの意思で適切に選択・決定し自己実現できるよう、意思決定の支援を行う。

政策決定過程への参画の促進

- インクルージョン推進の観点から、障害者施策に係る政策決定過程において、障害のある人が主体的に参画し、意見を施策に反映することができる環境づくりに努める。

総合的かつ分野横断的な支援

- 保健、医療、教育等との分野を超えた連携を通じ、地域で安心して暮らし続けるための適切なサービス確保と質の向上を図り、障害のある人とその家族に対し、多様なライフステージ※及び障害特性に応じた切れ目のない総合的かつ横断的な支援を行う。

社会的障壁の除去

- さらなる障害の重度化や高齢化を見据え、障害のある人の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁をなくすことにより、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上を図る。

障害福祉人材の確保・定着・育成

- 多様化・複雑化するニーズに対応しながら、障害福祉サービス事業者等が将来にわたり安定的な運営とサービスの質を維持していくため、障害福祉の仕事の魅力を発信するとともに、ICT※活用等による現場の負担軽減に向けた支援に留意する。

(※1)社会モデル

障害とは「個人の身体や精神の状態そのもの」ではなく、社会の側の環境や制度が原因で生じる不便や制約であるという考え方のこと。

(※2)人権モデル

人間が本来持っている尊厳に焦点を当て、障害者を保護や福祉の対象としてではなく、そもそも人権の主体として捉えるという考え方のこと。

(※3)アクセシビリティ

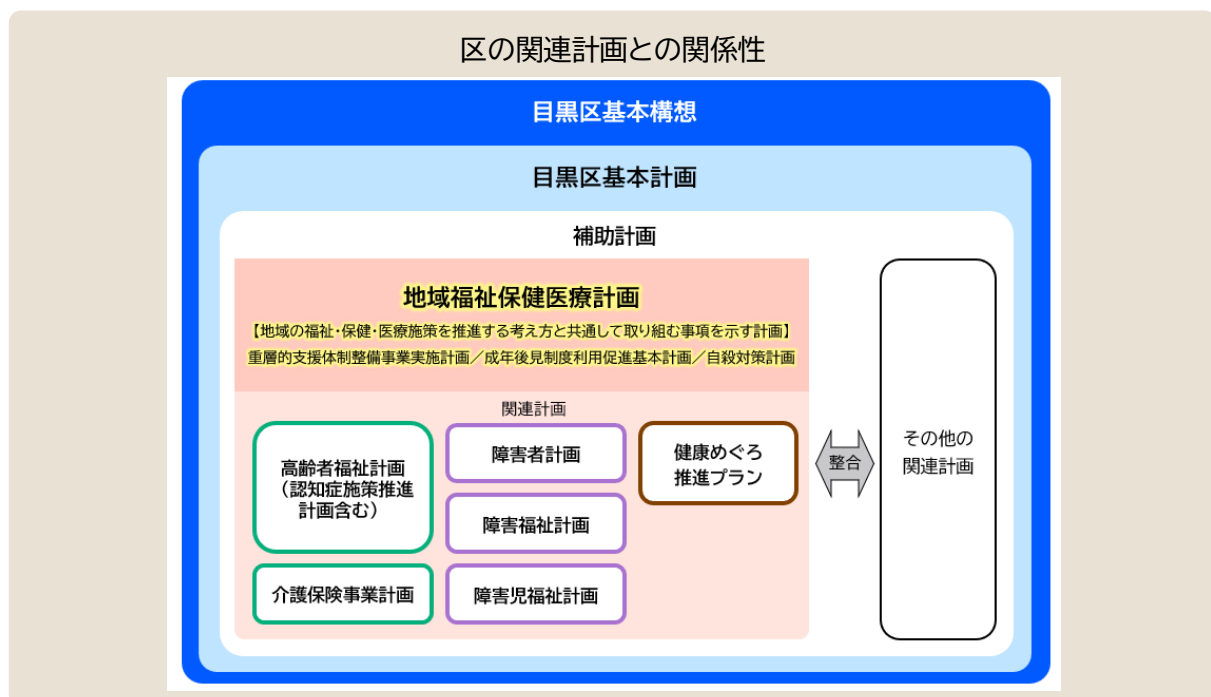
障害の有無や年齢などの条件に関係なく、誰もが様々な建物・施設やサービス、情報などを支障なく利用できること。

Ⅱ 各計画の位置づけについて

当審議会では、地域福祉保健医療計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の各計画の位置づけ及び計画間の関係性について検討し、次のとおりとすることが望ましいと考える。

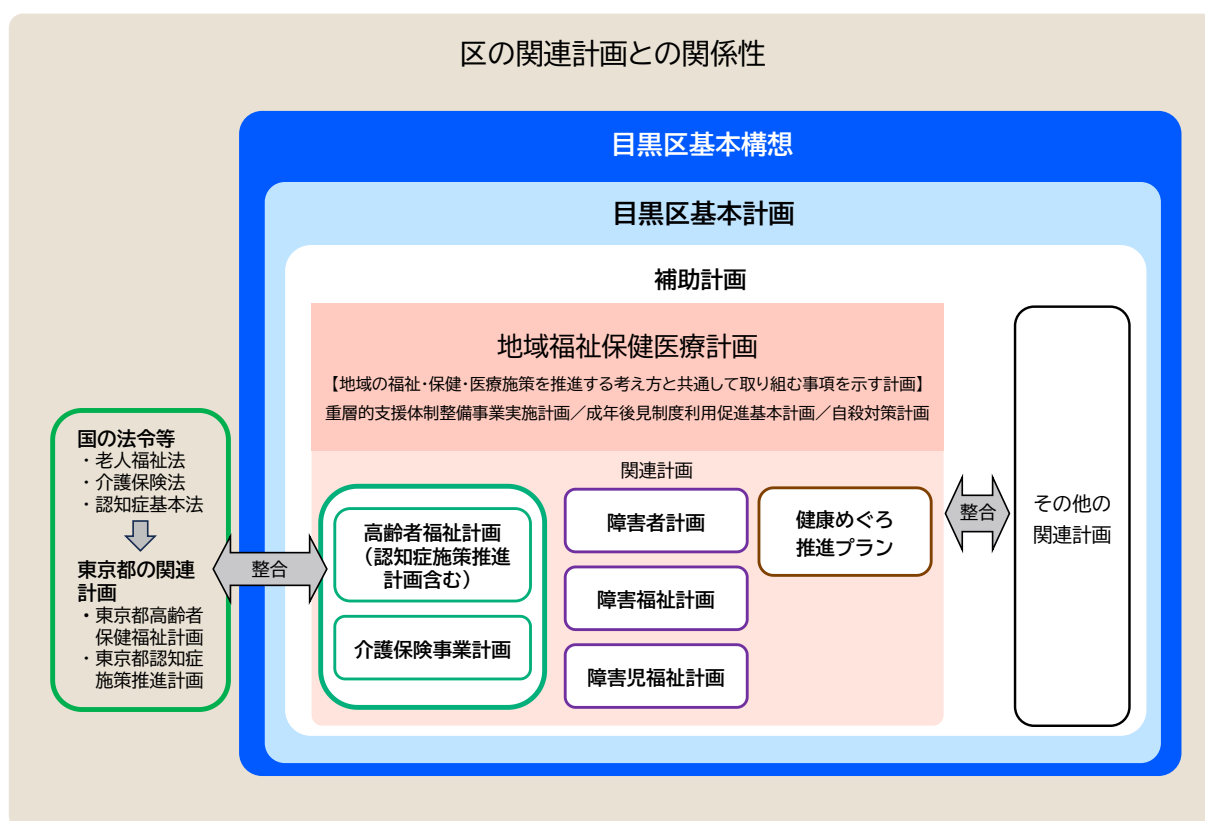
1 地域福祉保健医療計画

- 本計画は、「目黒区基本構想」及び「目黒区基本計画」に掲げる「健康で自分らしく暮らせるまち」の実現を目指すための補助計画として位置づけ、地域の福祉・保健・医療施策を推進する基本的な考え方と共通して取り組む事項を示す計画である。
- 本計画は、社会福祉法第107条に定める「地域福祉計画」に位置づけるとともに、地域共生社会※の実現に向けて包括的な支援体制の充実を図る「重層的支援体制整備事業実施計画」（社会福祉法第106条の5）と成年後見制度※の利用促進を中心に区民の権利擁護支援に取り組む「成年後見制度利用促進基本計画」（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条）及び、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す「自殺対策計画」（自殺対策基本法第13条）を併記する。
- 基本計画の補助計画である「高齢者福祉計画」「介護保険事業計画」「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」「健康めぐろ推進プラン」をはじめとする関連計画との整合を図るとともに、「子ども総合計画」などその他の補助計画との整合も図っている。



2 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

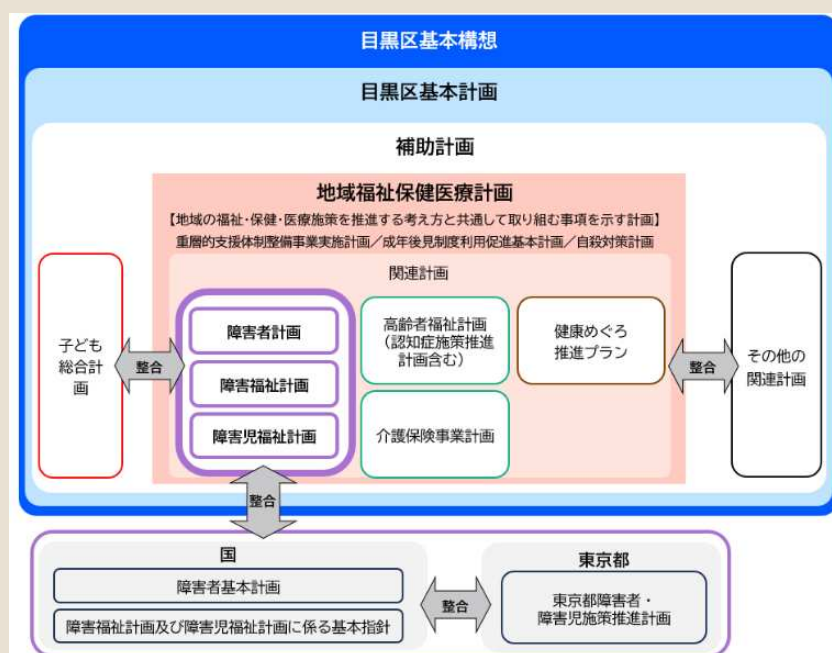
- 本計画は、「目黒区基本構想」及び「目黒区基本計画」に掲げる「健康で自分らしく暮らせるまち」の実現を目指すための補助計画として位置づけ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための施策の方向性と、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施等に関する事項を示す計画である。
- 本計画のうち、「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画に位置づけるとともに、地域共生社会※の実現を推進する観点から、認知症基本法第13条に基づく「認知症施策推進計画」を包含する。また、介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」と一体的に策定する。
- 基本計画の補助計画である「地域福祉保健医療計画」「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」「健康めぐろ推進プラン」をはじめとする関連計画や、「東京都高齢者保健福祉計画」「東京都認知症施策推進計画」との整合を図るものとする。



3 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

- 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、「目黒区基本構想」及び「目黒区基本計画」に掲げる「健康で自分らしく暮らせるまち」の実現を目指すための補助計画として位置づけ、障害福祉施策を推進する基本的な考え方、障害福祉サービス等の見込量とその確保策等を示す計画である。
- 「障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「区市町村障害者計画」として、障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画であり、障害福祉施策に関する理念や区の現状と課題を踏まえ、障害のある人に関する具体的な取組を示している。
- 「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「区市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービス等の必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策等を定める計画である。
- 「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「区市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援、障害児相談支援等の必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策等を定める計画である。
- 区では、「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を総合的・体系的に推進していくため、これら3つの計画を一体的に策定し、目黒区基本計画の補助計画である「目黒区地域福祉保健医療計画」をはじめとする各関連計画との整合を図っている。

区の関連計画との関係性



III 福祉分野の重点事項について

1

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の充実 (地域福祉1)

検討の視点

- 超高齢社会の進行と世帯構成の変化、地域のつながりの希薄化などが、孤独・孤立の状態にある人を増加させるとともに、個人や世帯が抱える課題を複雑なものにしている。こうした流れの中、福祉の各制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいと役割を持って助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会※」の実現が一層求められている。
- 目黒区では、「地域共生社会※」の実現に向けて、複雑な課題等を抱える人への分野横断的な支援とともに地域づくりを進める包括的な支援体制の整備に取り組んできた。
- 「地域福祉保健医療計画」の策定にあたっては、包括的な支援体制整備に関するこれまでの取組の成果と課題を整理し、新たに実施した地域福祉に関する調査の結果も踏まえ、その更なる展開について検討することが必要である。

現状・課題

目黒区における包括的な支援体制は、専門機関等による包括的な相談支援と、地域の活動団体や住民同士の支え合い活動、交流の取組などにより充実が図られてきた。包括的相談支援では、令和6年度からの重層的支援体制整備事業※の実施等により支援機関の連携や支援者支援が進みつつあると言えるが、地域づくりについては、区や社会福祉協議会による取組の推進が求められ、支援関係機関と地域の連携をいかに進めるかなどの課題がある。

(1) 重層的支援体制整備事業

- 包括的支援体制整備の手法の一つである重層的支援体制整備事業※は、既存の子育て、高齢・介護、障害、生活困窮の分野をつなげ、連携・協働していくことで、制度の狭間の事例や複雑・複合化した課題を抱える事例に対して、チームとしての支援を展開している。
- 包括的相談支援事業の既存制度である「生活困窮者自立支援制度」との関係では、複雑な対応事例を多機関・多職種の職員が参加する「重層的支援会議」につなげる流れができており、就労支援や医療機関へのつなぎなど様々な課題に対応している。

- 重層的支援体制整備事業※の多機関協働事業では、重層的支援会議等の開催などにより支援者への支援がなされ、相談支援機関の対応力の向上を図るとともに、既存制度では充足できていない新たなニーズや課題の把握が行われている。こうして把握されたニーズ等を地域づくりや制度運用の改善につなげ、支援体制の整備を進めることが課題となっている。

■ (2) 福祉の総合相談窓口(福祉のコンシェルジュ)

- 「ふくしの相談」、「くらしの相談」、「住まいの相談」、「ひきこもりの相談」の4つの相談窓口
に、それぞれ専門相談員を配置して、ワンストップ型の相談支援を行っている。区の関係課や多様な関係機関との連携を図り、複数の課題を抱え支援が難しいケースについては、個別ケース会議や重層的支援体制整備事業※の支援会議において支援の方向性を確認して、必要な支援につなげるなど、包括的な相談支援に取り組んでいる。
- 関係機関との連携を強化するとともに、各相談支援機関の職員の資質及び能力の更なる向上を図ることが課題である。

■ (3) 地域包括支援センター

- 目黒区では、区内の5地区にある地域包括支援センター※が、「住民に最も身近な保健福祉の総合相談窓口」として、高齢者だけでなく世代や属性、制度の枠を超えた相談支援と地域づくりの推進に取り組んでいる。
- 総合相談支援では、世帯が抱える複合課題を丸ごと受け止め、他の専門機関や地域の団体等と連携・協働して適切な支援を行うとともに、地域資源につなげる役割を一層果たすことが必要である。また、支援が必要な人が相談につながるように、同センターの積極的な周知が欠かせない。

■ (4) 障害者の包括的相談支援

- 障害者の増加する相談支援の需要に応えるため、相談に加えて体験の機会や場の提供、緊急時の受け入れ機能を持つ地域生活支援拠点※と、相談支援の中核的機関である基幹相談支援センター※を設置し、相談支援事業所や関係機関との連携の下、地域の相談支援体制の強化に取り組んでいる。基幹相談支援センター※では、相談支援事業所への総合的な対応に加え、地域の支援力の向上と関係づくりに資する取組を充実させてきた。
- これらの支援機関は、いずれも人材不足が続き、対応する障害種別に偏りがある。基幹相談支援センター※では、障害種別に関わらず総合的な後方支援を担う体制整備が課題である。

（５）コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）の活動

- 社会福祉協議会に配置されているCSWは、制度の狭間にある日常生活上の困り事や心配事を抱える人や世帯に寄り添い、地域住民や関係機関と連携しながら支援につなげる活動を行っている。相談件数は増加傾向にあり、公的機関や地域の団体など他機関へつなぐ件数も増えている。また、地域づくりでは、地域の団体や企業等を結び付け支援の輪を広げるとともに、居場所づくりへの支援を行っている。
- CSWの活動範囲が広がる中で、地域に潜在するニーズの全体を把握することの難しさが見えてきているのではないかと。複合的な要因で表に出づらい人を早期に発見し、背景要因を記録・分析したうえで、継続的なアウトリーチ※につなげていくことが重要である。

（６）地域のつながり・支え合い

- 民生委員・児童委員※が区民と行政、関係機関とのパイプ役として支援や保護につなげる活動を行っている。また、「ちょっと気がかり」なことに気付いたときに連絡をいただく見守りネットワーク※や見守りボランティアによる高齢者見守り訪問事業等の活動が行われ、正しい知識の普及と支え合いの意識向上が図られている。あわせて、ボランティアグループによる交流サロン、子ども食堂や子どものサードプレイスなど、人と人がつながり支え合う様々な活動が行われている。
- 区内の５地区で、住民等多様な主体が参画する情報共有・連携の場である「協議体」が、活動情報の発信や人材の掘り起こし、地域色のあるイベント等を行い、地域における支え合い活動の浸透を図っている。その一方で、高齢者が中心となって活動を支える傾向にあり、担い手不足が課題となっている。また、協議体での地域課題の共有から課題解決の取組や実際の生活支援サービスの創出につなげていくことが必要である。
- 社会福祉法人による地域貢献の視点も重要である。社会福祉協議会が区内の社会福祉法人の連絡会を立ち上げ、検討を進めている。保育事業者や小規模な障害福祉事業者が多い中、地域特性を踏まえて様々な取組を行うためには、NPO法人や団体、介護事業者との連携が課題となる。

（７）地域福祉に関する調査から

- 区が令和７年７月に民生委員・児童委員※や地域で活動する団体、事業者等を対象に実施した地域福祉に関する調査では、主な活動内容に「見守り・声掛け」「高齢者支援」「情報交換・情報発信」「交流・互助・談話」などが挙げられ、地域の中で課題に感じることは、世代間の交流や近所の交流が少ないとする答えが特に多かった。

- 複雑な課題を抱えた世帯の支援経験は6割近くが「有る」とし、支援の中での困り事として、「個人情報取り扱いの難しさ」や「支援の拒否」、「各相談支援機関等の明確な役割分担ができていない」ことが多く挙げられている。支援が必要と思われる世帯を発見した際の相談・連絡先としては、「地域包括支援センター※」や「民生委員・児童委員※」が多く、協力・連携している団体及び連携を強化したい団体には、いずれも「町会・自治会、住区住民会議」と「地域包括支援センター※」「社会福祉協議会」が多く挙げられた。
- また、活動上の困り事は、「新しいメンバーが入らない」など担い手不足が特に多く、区には、活動上必要な情報の提供や人材確保への支援を期待しているという回答が多い。

取組の方向性

(1) 包括的な支援体制の更なる展開

- 住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、支援を必要とする本人と、その家族を含めた世帯全体への支援が必要である。年齢やライフステージ※、世帯構成、抱える課題の内容や程度によって支援が途切れてしまわないように、支援機関や地域の活動団体等の多様な主体から成る多角的・多面的・重層的な支援による継続的な体制整備の取組が求められる。
- 前述の地域福祉に関する調査では、地域の活動団体から、生活課題が有る世帯等への支援の役割分担、情報共有、連絡・調整などの連携体制の問題が挙げられており、幅広い団体と相談支援機関等との連携の仕組みが求められていることが伺える。
- 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援機関が協力して生活課題を抱える人や世帯を包括的に支える体制整備を行うものである。体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能の整備が重要であり、重層的支援体制整備事業※は、この体制を整備するための重要な手法となっている。
- 本格実施から2年目を迎える同事業については、単なる体制整備から、機能面・取組面を総合評価する仕組みへの見直しを国が検討している。支援関係機関との連携・協働を進めて事業を定着させること、地域と支援関係機関をつなぐ機能を充実させることが必要であり、併せて、事業の実施結果を適切に検証・評価し、実施計画に反映していくことが求められる。
- コミュニティ・ソーシャルワーカー※（CSW）による地域づくり、参加支援、アウトリーチ※支援は、重層的支援体制整備事業※の中で重要な役割を担っている。特に、複合的な要因によって表面化しない困りごとを早期に把握し、背景要因を記録・分析して地域資源につなぐことは、潜在ニーズの「見える化」に不可欠である。このため、CSWが生活支援コーディネーター※を兼

務する強みを活かしながら、地域の身近な相談機会を増やし、継続的なアウトリーチ※を進める環境を整備するとともに、公的支援機関と地域をつなぐ重要な役割を果たすことを期待する。あわせて、生きづらさを抱える人の居場所づくりや、多様な人が活躍できる地域づくりを推進することが求められる。

■ (2) 包括的相談支援体制の充実

- 福祉の総合相談窓口では、関係機関との連携を強化し、職員の様々な分野に及ぶ知識の習得と相談スキルの向上を図りながら、分野横断的な相談支援の更なる充実に取り組むことが必要である。
- 地域包括支援センター※では、潜在化・複雑化・多様化したニーズに対応するため、地域の関係機関・団体・事業者と連携したネットワークの構築と、その強化が求められる。
- 障害者の相談支援では、相談支援事業所と地域生活支援拠点※、基幹相談支援センター※、及び関係機関との連携を強化し、地域全体での質の向上が求められる。あわせて、将来にわたって、安定かつ持続的に相談支援の受け皿を確保する体制について更に検討する必要がある。相談支援事業委託の再整備や地域生活支援拠点※と基幹相談支援センター※の機能強化を図るための適切な評価・検証の仕組みの構築が必要である。

■ (3) 地域の支え合いの推進

- 区民の地域社会への関心を高め、多様なつながりを生み出す地域づくりを進めていくことが大切である。区は社会福祉協議会と連携して、地域の情報を区民に積極的に提供し、活動への参加につなげる取組を行いながら、多様な担い手の確保、リーダー等の人材育成を支援することが必要である。また、地域資源やネットワークを活用した居場所づくりや支え合い活動の立ち上げ、継続に向けた運営等への支援も求められる。
- 地域の団体が困り事を抱える世帯を支援する際に、支援機関との連携は欠かせない。支援機関には、団体等に必要な公的サービス等の情報を提供するとともに、個人情報保護に配慮した情報の共有や役割分担を明確にし、適切な支援につなげることが求められる。こうした連携体制の整備に区と社会福祉協議会は取り組むことが必要である。
- 生活支援体制整備事業※の「協議体」は、生活支援コーディネーター※の活動と連動して、具体的な生活支援サービスの創出や地域課題解決に取り組む実践の場として発展することが期待される。そのために、高齢者中心の担い手に、若年層や子育て世代など幅広い世代を加えて、地域全体を巻き込んだ持続可能な支援体制を整えることが求められる。また、協議体の活動を通じた「住民の意識変化」や「地域における新たな支え合い」という視点に立った成果を受け

止め、現場の創意工夫がもたらす効果を丁寧に捉えて、地域活動をさらに充実させていくことが求められる。

■ (4) 包摂性のある地域社会に向けて

- 多様性を認め合い、困難を抱えた人を排除しない包摂性※のある地域社会にしていくことが大切である。誰もが取り残されることなく、地域社会に参画し共に生活していくことができるよう、個別支援と地域づくりが連携した取組や、住民同士で支え合う関係づくりへの支援が求められる。
- また、包摂性※のある地域社会の形成に福祉教育は欠かせない。福祉教育は、福祉について関心を持ち多様性を認め合い、福祉課題を自分たちの問題として認識して解決に向けて行動する力を身に着けるための活動である。障害の有無や年齢、性のあり方、文化や言語等に関わらず、相互に違いや個性を認めて尊重し合える共生社会※を実現するために、福祉教育の推進が必要である。それには、知識を得る学習とともに、日常の中にある様々な触れ合いや体験、対話などを通じて皆が学び合う取組が大切になる。

■ 国等の動き

- 国の社会保障審議会福祉部会の報告書（令和7年12月）は、「全ての市区町村で、多様な生活課題の解決に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、包括的な支援体制の整備を強力的に推進していくこと」、及び「地域と行政が一丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げるため、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す地域共生社会※の更なる実現・深化を行うこと」が重要とした。この観点に立ち、包括的な支援体制整備に向けた対応、頼れる身寄りがいない高齢者等の対応、成年後見制度※見直しへの対応等について提言を行っている。
- 令和6年4月施行の改正障害者総合支援法は、地域生活支援拠点※と基幹相談支援センター※を障害者等の地域生活支援体制の要とし、地域移行推進の役割を担うものと位置付けている。

2

誰もが安心して地域で暮らせる支援の推進 (地域福祉2)

検討の視点

- 長引く物価高騰等による経済的な困窮とともに、単身世帯の増加に伴い家族機能が低下し地域のつながりも希薄化する中で、様々な生活課題を抱える人が世代に関わらず今後も増えていくことが見込まれる。誰もが安心して地域で暮らしていけるよう、一人ひとりに寄り添い、個人の尊厳と意思を尊重して、その人の持つ力を引き出す支援と地域で支える仕組みが求められている。
- こうした課題に対応する目黒区の主な取組として、ここでは、「住まいの支援」、「ひきこもりの状態にある人への支援」、「高齢者を中心とした身寄りのない人への支援」、「権利擁護支援」、「災害時要配慮者※への支援」の5つを取り上げる。
- これらの取組は、相互に関連しながら、いずれも先に検討した包括的な支援体制の充実を図ることにより、推進されるものとする。ただ、着手段階のものもあり、その在り方を含めて課題を整理し、今後の展開を検討することが必要である。

(1) 住まいの支援

現状・課題

- 住まいは、人が地域社会のつながりを保ちながら生活していく拠点であり、その確保は、自立した生活を支える基本となるものである。持ち家のない単身高齢者世帯数の増加、物価高騰に伴う困窮状態に陥った生活困窮者※の増加等、社会経済状況が大きく変化する中で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、住まいの支援は重要な施策となっている。
- 高齢者をはじめ、障害者、ひとり親家庭、低額所得者など、住宅の確保に特に配慮を要する「住宅確保要配慮者」は、自力で住まいを確保することが難しい場合がある。このため、住まいの確保には様々な支援が必要であり、行政の福祉部局と住宅部局等の関係部局、地域福祉団体及び不動産団体等による一体的な取組が求められている。
- 区では、包括的な相談支援機関である「福祉の総合相談窓口」に住まいの相談員を配置し、生活支援と一体的な住まいの相談支援を強化することで、ワンストップ型の相談支援体制の更なる充実を図っている。さらに、「目黒区居住支援協議会」では、地域福祉団体、不動産団体、行政が一体となって住宅確保要配慮者の居住支援に関する必要な支援策について専門的な意見

交換を行い、福祉型の居住支援を推進している。

- 身体状況や経済状況などによる多様なニーズに応じて住まいを選択できるよう、高齢者福祉住宅の提供、都市型軽費老人ホームや障害者グループホーム※等の施設整備の支援を行うとともに、民間賃貸住宅の情報提供、家賃等債務保証及び家賃助成を行っている。

取組の方向性

- 転居により居住地域や環境が変わることは、地域とのつながりや、かかりつけ医への受診、介護サービスの利用など、生活していく上での様々な影響をもたらすため、住まいの確保にあたっては、民間賃貸住宅への入居促進のみならず、健康状況や介護等によりどのような住まいが望ましいのか、本人の意思を尊重しながら、多様な視点での支援が求められる。
- 居住の安定により地域生活の向上を図るためには、福祉の総合相談窓口での住まいに関する相談を通じて、本人が必要な生活支援を受けられるよう、関係機関と連携した包括的な支援を着実に行う必要がある。さらに、地域住民やボランティアなどによる見守りの活動を進めていくことも重要である。
- また、不動産事業者や家主の理解の促進を図るとともに、居住支援協議会での情報共有や意見交換、取組の検証を踏まえ、居住支援施策に関する既存事業やサービスの在り方について検討し改善していくことが求められる。
- あわせて、家賃助成等の居住支援施策のほか、民間事業者による都市型軽費老人ホーム、地域密着型サービス※や障害者グループホーム※等の整備促進に取り組むことも不可欠である。
- こうした取組の検討にあたっては、目黒区住生活マスタープランとの整合を図っていくことが必要である。

国等の動き

- 令和6年4月、単身高齢者世帯の増加等を踏まえた安定的な居住確保の支援等を目的に、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が公布され、令和7年4月に施行された。これにより、生活困窮者自立支援法に居住支援の強化が新たに定められた。
- 令和6年6月、住宅確保要配慮者の円滑な入居促進に向けて、住宅セーフティネット法等の一部を改正する法律が公布され、令和7年10月1日に施行された。これにより、居住支援法人等が要配慮者のニーズに応じて安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う居住サポート住宅（居住安定援助賃貸住宅）の認定制度が創設された。

（２）ひきこもりの状態にある人への支援

現状・課題

- ひきこもり、８０５０問題※などの複雑な生活課題を抱えながら必要な支援を受けられず、孤立する人や世帯が多く存在することが近年明らかになり、深刻な社会問題となっている。
- こうした課題の多くは、本人や家族が自ら支援を求めることが難しい傾向にあることから表に現れにくく、周囲の人や支援者が気づかず、長期間、相談機関につながらない状況に陥りやすい。また、本人や家族の生きづらさや生活上の困難は、個別性が高く、既存の各制度では支援が難しい場合がある。
- 区では、福祉総合課と保健所に「ひきこもり相談窓口」を置き、様々な関係機関と連携して「断らない相談支援」に取り組むとともに、随時の相談に加えて「ひきこもり相談会」や「オンライン相談」を実施し、多様な相談の機会を設けている。令和元年度に４１６件だった相談件数は、コロナ禍の時期に減少したものの、令和６年度には６６８件となり、増加傾向にある。保健所では精神疾患の発病が原因でひきこもり状態となっていることが疑われた場合は、精神保健相談（精神科医との相談）等の事業を家族に利用してもらうなどして医療につなぐ支援を行っている。また、社会福祉協議会のコミュニティ・ソーシャルワーカー※が、地域活動の中で立ち上げを支援した「ひきこもり家族会」へのサポートを続けながら、区の「ひきこもり相談窓口」等の関係機関につなぐなど、家族への相談支援を行っている。
- こうしたひきこもりの相談から見てきた支援が難しい要因には、「本人がひきこもりを認めない」、「家族がゴールを就労と考えたり、本人が怠けていると捉えたりするなど、家族の理解と協力が得づらい」などが挙げられる。その一方で、「本人は安心して過ごすことができ、専門的な支援者がいる居場所を必要としている」といった状況も伺える。
- 令和７年４月に、ひきこもりの状態にある人を対象とした居場所づくりを始めた。運営をＮＰＯ法人「楽の会リーラ」に委託し、ひきこもり経験者や家族がピアサポーター※として活躍できる場を創設した。当事者目線での運営により本人が安心して参加できる環境を月に一度、提供しており、参加者は、４月当初は１０人だったが、１０月には１４人となり増加傾向にある。
- 居場所は、ひきこもりの状態にあり生きづらさを感じる人が安心して過ごすことができ、多様な社会参加や仲間づくりの場であるとともに、就労支援や自立相談支援機関等につながるきっかけとなる情報に触れられる場にもなっており、その充実が求められる。
- 区が令和７年７月に民生委員・児童委員※や地域で活動する団体、事業者等を対象に実施した地域福祉に関する調査では、ひきこもりの相談を受けたことがあると回答した団体等は約１

5%で、その対応に困ったこととして「家族には会えるが、本人に会うことができず支援につながりにくい」「子どもの場合は、教育と福祉の窓口が分かれているため対応しにくい」などの記述回答があった。

- ひきこもりの背景は様々だが、不登校や長期欠席など、学齢期からの課題が継続しているケースも多い。不登校児が増加する中、教育と福祉の連携が十分でないことへの課題が指摘されており、実態を踏まえた取組と、区民への理解促進・普及啓発の強化が求められている。
- 相談支援機関や活動団体等、様々な関係者が把握し受け止めた実際の状況を踏まえて、取組を進めていくことが重要である。併せて、ひきこもりについて区民が正しく理解することが大切であり、普及啓発の講演会や様々な媒体による相談窓口の周知を一層進めていく必要がある。

取組の方向性

- ひきこもりに対する区民の正しい理解を促進するため、普及啓発の講演会や各種媒体による相談窓口の周知を強化するとともに、教育・福祉・医療等の関係機関が連携した支援体制の充実を図る必要がある。
- 不登校や長期欠席など、学齢期からの課題がひきこもりの生活課題につながる可能性を踏まえ、教育部門と福祉部門が早期から情報共有・連携し、切れ目のない支援につなげる体制づくりを進めることも大切である。
- また、ひきこもりの状態にある人の視点に立つと、支援は区内に留まらず、自治体をまたいだ広域的な連携による取組が効果的である。近隣自治体や関係機関と情報交換を行いながら支援の輪を広げていくことが必要である。

国等の動き

- 令和7年1月に厚生労働省がひきこもり状態にある人やその家族に関わる支援者向けに「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」を示した。ひきこもり支援の対象者は、「社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態であり、かつ、支援を必要とする本人及び家族」とされ、その状態にある期間は問わないとされている。
- また、ハンドブックは、ひきこもり支援の目指す姿として、本人及び家族自身の意思で今後の生き方や社会との関わり方などを決める「自律」を掲げた。相談支援機関は、本人及び家族の尊厳を守り、寄り添いながら丁寧な相談支援を実施すること、一人ひとりの思いを受け止め、そのペースに合わせたオーダーメイドの伴走型支援を継続することが求められる、としている。

（３）高齢者を中心とした身寄りのない人への支援

現状・課題

- 高齢者を中心として単身世帯等の増加が見込まれる中、身寄りのない高齢者を対象とした身元保証や身元引受、日常生活の支援、死後事務委任を担う民間サービスの需要が高まっているが、ひとり暮らしの高齢者などがエンディング（終活）に関する不安を解消し、安心して生活が送れるよう、目黒区社会福祉協議会では啓発事業として、終活に関する講演会や相談会等を実施している。
- 相続・遺言をはじめとした、終身サポート事業などに関する相談があった場合は、同協議会の権利擁護センター「めぐろ」で可能な範囲で対応しているが、「身寄りがいない」ことによる入院・入所時の身元保証や死後の事務処理など、対応困難な課題が今後想定される。現実には、ケアマネジャー等が身寄りのない高齢者の見守りや入院支援などの介護サービス外の対応に苦慮している状況があり、こうしたサービスの受け皿の仕組みが必要と考える。
- 目黒区の人口、世帯数の推移予測では、令和７年（２０２５年）に１６，０００余の高齢者単身世帯数は、令和４２年（２０６０年）には３３，０００余となり、倍増する。全世帯数に占める割合も大幅に伸びる見込みである。生産年齢人口の減少が進むことを踏まえ、限られた人材・資源を有効に活用した支援の仕組みづくりが求められる。

取組の方向性

- 福祉の総合相談窓口や地域包括支援センター※、社会福祉協議会等が相談を受け、関係機関と連携しながら支援を行っているが、判断能力が十分ではない方などの権利擁護支援との関連も含め包括的な支援に向けて、任意後見や関係機関への案内、情報提供を通じた一般相談、弁護士や司法書士などの専門職による相談を通じた支援体制等の制度設計について、今後検討していく必要がある。
- 国の検討会議では、日常的な金銭管理や福祉サービス等の利用支援を行う現行の「日常生活自立支援事業」に、入院・入所手続き、死後事務支援を加えた事業の新設を提言している。新事業の具体的な実施に向けては、担い手の確保をはじめ、支援範囲の検討や関係機関との連携体制の構築等の課題整理が必要となる。このため、区は国の動向を注視しつつ、区の実態を踏まえて、権利擁護支援の中心となる権利擁護センター「めぐろ」と検討を進め、高齢者を中心とした身寄りのない人への支援に取り組んでいくことが求められる。

国等の動き

- 令和7年5月の国の「地域共生社会の在り方検討会議」（中間とりまとめ）は、身寄りのない高齢者等への対応として、①相談支援機能の強化、②日常生活支援、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業の新設と多様な主体の参画、③ネットワークの構築（既存ネットワークの活用）を提言した。この提言を受けた社会保障審議会福祉部会の検討を経て、令和8年6月に「社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立した。同改正法では、頼れる身寄りがない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置づけ、あわせて相談体制の整備を図ることとした。
- 東京都は、令和8年度から「単身高齢者等の総合相談支援事業」について、補助基準額、補助率を拡充させ、一般相談と専門職による専門相談を必須事業、普及啓発や終活情報登録、入院サポート事業等を任意事業として設定している。

（4）権利擁護支援

現状・課題

- 区では、平成15年に権利擁護センター「めぐろ」（運営は目黒区社会福祉協議会）を開設し、成年後見制度推進機関として、制度の利用に関する相談、後見人等の候補者の紹介、後見人等へのサポート、市民後見人の養成、制度普及事業などに取り組んできている。
- 成年後見制度※の利用促進のための法律や国の計画を踏まえ、区は、令和6年3月に「目黒区成年後見制度利用促進基本計画」を策定した。この計画に基づき、権利擁護支援を必要としている人も含めたすべての人が尊厳を保ち、自分らしく暮らし続け、地域社会に参加できるようにするため、福祉・行政・司法など多様な分野が連携する仕組みである「地域連携ネットワークづくりの推進」に取り組んでいる。令和7年3月には「目黒区成年後見制度に係る協議会（以下、「協議会」という）を設置し、協議会の運営などネットワークのコーディネート等を担う「中核機関」を目黒区社会福祉協議会に委託している。
- 中核機関のコーディネート機能には、①相談受付、アセスメント※、支援方針の検討、②制度の利用促進（候補者の推薦等）、③後見人等への支援（モニタリング、バックアップ）などがある。令和7年度は、区長申立て（親族に代わり区長が後見等開始の申立てを行う制度）を中心に①の充実を図ってきたが、②及び③についての検討を行い、コーディネート機能の更なる充実を図ることが課題である。

- 区長申立てでは、協議会を月1回開催し、構成員は各専門職と区の担当職員で、中核機関である権利擁護センター「めぐろ」が運営にあっている。協議会では、対象者の状況確認、支援内容や方向性、後見人に求められる資質等を検討しており、こうした検討の積み重ねを活かした、区長申立て以外のケースへの対応が課題である。

取組の方向性

- 区民一人ひとりの権利と利益を守るため、現計画の基本的な考え方にある「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」（日常的に本人を支える「チーム」、専門的な支援を連携して提供する「協議会」、ネットワーク全体の調整役である「中核機関」の三つで構成）により、成年後見制度※の利用促進に引き続き取り組むことが必要である。その上で、関連法や制度の改正等を踏まえて、権利擁護支援のための具体的な施策展開が求められる。
- また、総合的な権利擁護支援策の充実を目指して、成年後見制度※以外の支援策（日常生活支援、入院入所支援、死後事務支援等）についても、本人の意思決定支援を重視した包括的な取組が必要である。国の動向を注視し、多様な主体の参画を検討しながら、多様化する権利擁護支援に取り組むことが求められている。
- 成年後見などの権利擁護に関する情報を必要とする本人や家族に積極的に提供し、その選択に向けたサポートを行うことが大切である。
- 子どもの権利侵害への対応も重要である。世帯が複雑な課題を抱え深刻な事態になることを防ぐため、各相談窓口が適切な支援機関につなげ重層的な支援を行うことが必要である。

国等の動き

- 制度開始から四半世紀を経過した成年後見制度※は、社会状況の変化を踏まえ、制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続や権利利益の擁護等を一層図る観点から見直しが必要とされ、法制審議会民法（成年後見等関係）部会で検討が行われてきた。同部会が取りまとめた成年後見制度※に係る民法等の改正に関する要綱案を、令和8年2月に法制審議会が承認して法務大臣に答申し、6月に「民法等の一部を改正する法律」が成立した。制度見直しの主な内容は、本人の判断能力に応じて権限に差を設けた3類型のうち、「後見」と「補佐」を廃止し、適用範囲を拡大した「補助」に一本化すること、必要とする支援の内容によって、代理権付与等の利用する制度を選択できるようにすることなどであり、本人の意向を尊重することが明確にされた。

- 社会保障審議会福祉部会の報告書（令和7年12月）では、権利擁護支援のコーディネート等を行う事務など市区町村における業務の整理・明確化や、当該コーディネートを行い権利擁護の相談支援の中核的な役割を担う機関として「中核機関」を位置付けること、個別事案に関する支援方針の検討等を行う会議体の設置に関して、福祉の他分野の会議体とも相互に連携を図るよう努めることなどが示された。
- この「中核機関」に関しては、令和8年6月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」において、市区町村は、成年後見制度※や地域における権利擁護事業の適切な利用支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置することができるとし、法律上の位置づけがなされた。
- また、上記報告書では、福祉サービス提供等における意思決定支援への配慮の必要性を明確化することが必要であるとしている。

（5）災害時要配慮者への支援

災害時に特に配慮が必要となる高齢者や障害者などが、必要な支援を受けられ、誰一人取り残されることなく災害から命を守る地域全体の仕組みづくりが求められている。そのためには、地域における住民同士の顔の見える関係づくり、自ら避難することが困難な避難行動要支援者※の名簿や個別支援プラン（区では、法でいうところの「個別避難計画」として位置づけている。）の作成促進、介護サービス事業者、障害福祉サービス等事業者等との連携態勢の整備、避難生活での支援の確保などが必要になる。

現状・課題

① 避難行動要支援者名簿の作成・配備

- 災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者※について、避難行動要支援者名簿を作成することが区市町村の義務とされている。
- 地域で災害に備え、名簿登載者本人の同意を得た場合は、名簿情報を民生委員や、町会・自治会へ提供している。
- 名簿情報の地域への提供に係る名簿登載者の同意率は60％程度で推移している。地域での災害時要配慮者※支援のためには、同意率の向上が求められる。

② 個別支援プラン作成の推進

- 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするために、災害対策基本法においては、避難行動要支援者※について、個別避難計画を作成することが区市町村の努力義務とされている。
- 個別支援プランの作成支援については、主に居宅介護支援事業所のケアマネジャー、障害福祉サービス等を利用するための計画相談支援等を行う指定相談支援事業所の相談員、訪問看護ステーションの看護師、地域包括支援センター職員などが担っている。
- 個別支援プランの作成実績は、更新作成数は増加傾向にあるが、新規作成数について令和5年度は比較的新規作成が多かったものの、令和6年度は前年度比36%減となっており、令和7年度も減少の傾向が伺える。全体の作成数の増加のために、新規の作成数の増加が課題である。

③ 介護サービス事業者、障害福祉サービス等事業者等の連携体制の整備

- 介護サービス事業者、障害福祉サービス等事業者、地域包括支援センター※とそれぞれ「災害時における避難行動要支援者等の支援に関する協定」を締結している。協定の主な内容は、事業者等は災害時の避難行動要支援者※の安否確認や支援活動に協力することとし、可能な限り福祉サービスの提供をすることとしている。
- 平常時から事業者との災害に向けた取組や協力関係の構築が重要であり、今後この部分を強化していく必要がある。

④ 地域避難所、福祉避難所における要配慮者支援

- 災害時には、区職員、協定を締結している介護サービス事業者、障害福祉サービス等事業者、地域包括支援センター職員等で、要配慮者支援チームを編成し、要配慮者が避難している地域避難所や居宅を訪問し、福祉避難所への移送の必要性や、支援の基本的な方向付けを行うとしている。
- 避難所の福祉人材の確保について、東京都等と連携して、多様な手法で取り組んでいく必要がある。
- 災害関連死を防ぐために、発災直後から要配慮者等への医療支援体制を構築していく必要があり、医療・保健・福祉の連携体制の構築を検討していく必要がある。

⑤ 要配慮者の在宅避難生活の支援体制

- 在宅避難している要配慮者については、区職員、協定を締結している介護サービス事業者、障害福祉サービス等事業者、地域包括支援センター職員等で構成する要配慮者支援チームの居宅訪問等により、要配慮者のニーズを把握し、避難生活の支援につなげることとしている。

- 在宅避難している要配慮者で、福祉サービスが必要な人に対しては、個々のニーズに応じたサービス提供について具体的な検討が必要である。医療的な支援が必要となっている要配慮者については、福祉と医療が連携した切れ目のない支援が重要である。

取組の方向性

① 避難行動要支援者名簿の作成・配備

- 同意を頂けていない名簿登載者に対して、地域への名簿情報提供の必要性の周知や、同意についての勧奨通知を発送するなどして同意率の向上を図り、地域で災害時要配慮者※の支援を行える環境を作ることが必要である。

② 個別支援プラン作成の推進

- 事業者の協力を得るために、介護事業者連絡会や地域包括支援センター運営連絡会などを通じて作成支援の協力依頼を継続していくとともに、要配慮者に対しても、令和6年度から避難行動要支援者名簿の同意勧奨通知の案内チラシの中で周知を継続するなど、個別支援プラン作成の意義を周知する工夫をしていく必要がある。
- 個別支援プランの様式は、3枚複写の手書き仕様となっている。エクセルやワードなどでも作成できるように、これらの様式を公開することで、作成に係る利便性の向上を図ることも効果的である。

③ 介護サービス事業者、障害福祉サービス等事業者等の連携体制の整備

- 介護サービス事業者、障害福祉サービス等事業者等との連携・協力関係の強化を図るため区は、福祉避難所となる施設を運営している事業者との毎月の防災無線訓練をはじめ、地域包括支援センター※主催による災害対応訓練の参加（令和6年度、南部地区包括支援センター主催訓練参加）、地域で活動するケアマネジャー等との意見交換（令和7年度、南部地区で活動するケアマネジャーの連絡会に参加し、地域住民や各種業種の方々と災害時にそれぞれの立場で何ができるについて意見交換会を実施）等に積極的に参加していくことが重要である。

④ 地域避難所、福祉避難所における要配慮者支援

- 社会福祉士、介護福祉士、ケアマネジャー等から編成される東京DWA T（東京都災害派遣福祉チーム）との連携により、避難所の福祉人材の確保を図り、要配慮者の支援の具体化を進める必要がある。

⑤ 要配慮者の在宅避難生活の支援体制

- 在宅で福祉サービスが必要な要配慮者については、「災害時における避難行動要支援者等の支援に関する協定」を締結している介護サービス事業者、障害福祉サービス等事業者等に、可能な範囲で福祉サービスの提供を依頼し、またそのための連携・協力関係の構築を検討していくことが求められる。
- 令和7年の災害対策救助法の改正等により、DWA T（災害派遣福祉チーム）の活動範囲について、改正前までは避難所のみであったのが、避難所以外にも拡大された。このため、東京DWA T（東京都災害派遣福祉チーム）との連携などにより、在宅避難をされていて、福祉サービスが必要な要配慮者への支援体制を整えていく必要がある。

国等の動き

- 令和7年の災害対策基本法等の一部を改正する法律により、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加され、福祉関係者との連携の強化が図られた。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」が明記された。
- 災害救助法における救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加されたことから、災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインが令和7年に改正され、これまで避難所で活動してきたDWA Tが、在宅や自家用車等で避難生活を送る要配慮者等への対応も可能となるよう活動範囲が拡大された。

3

高齢化の更なる進展に対応した取組の推進 (高齢者福祉・介護保険)

検討の視点

- いわゆる「団塊ジュニア世代」が高齢者となる2040年には、高齢者世帯、特にひとり暮らし高齢者の増加が見込まれ、地域における支援ニーズが多様化すると予測される。このため、地域包括ケアシステム※のさらなる深化と推進が不可欠である。
- 少子高齢化と人口減少が同時進行する中で、高齢者が、それぞれの意欲や能力に応じて、経済や地域社会の様々な活動に参画する機会を得て、最後まで尊厳を保ち、自分らしく安心して暮らせる環境を整備することが求められている。
- 介護やフレイル※予防の推進には、加齢に伴う心身の衰えを早期に気付くとともに、社会参加を伴う運動等の活動を継続できる仕組みづくりが重要であり、普及啓発の推進や住民主体の介護予防活動の更なる活性化が求められている。また、高齢者の社会参加は孤立防止や生きがいの創出に寄与するため、交流拠点の充実やシルバー人材センター等を通じた就業機会の提供を進める必要がある。さらに、地域包括ケアシステム※の拠点となる地域包括支援センター※の機能強化や認知症施策を総合的に強化し、健康寿命※の延伸と生活の質の向上を目指した取組を検討する必要がある。

(1) 地域包括支援センターの機能強化

現状・課題

- 区は、地域包括支援センター※を「住民に最も身近な保健福祉の総合相談窓口」と位置づけ、地域包括ケアシステム※の拠点として、生活圏域ごとの5地区に1か所ずつ設置し、保健師・看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員などの専門職を配置している。
- 介護保険法で定められている包括的支援事業及び第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）に加え、保健福祉の総合相談支援及び介護保険認定申請や保健福祉サービス（一部の障害福祉サービスを含む。）等の受付業務も委託している。
- 目黒区の地域包括支援センター※は、高齢者のみならず、障害者、子ども、生活困窮者※など、すべての区民を対象に、世帯が抱える複合的な課題を丸ごと受け止め、専門機関や区の関係部署、地域の様々な団体や関係者と密接に連携・協働して、適切な支援や地域資源につなげる役割を担っている。

- 平成27年度からは、気軽により身近な場所で相談できるよう、住区センター等を会場として出張相談を開始し、17か所（令和7年12月末日現在）まで拡充し、町会・自治会・住区住民会議等、地域とのつながりを深めてきた。
- 地域包括支援センター※への相談件数は増加傾向にあり、相談内容も多様化・複雑化・複合化している。あわせて、少子・高齢化の進展や社会的孤立、経済格差の拡大などにより地域課題は一層複雑化しており、「住民に最も身近な保健福祉の総合相談窓口」として担う役割は、今後さらに増大することが見込まれる。
- このような状況に対応するため、潜在的なニーズの把握を含めた相談支援機能やアウトリーチ※機能の充実、人員体制の強化、職員の専門性・マネジメント力の向上、多職種・多機関との連携・協働体制の強化に加え、地域包括支援センター※の認知度向上や、区民が身近な場所で気軽に相談できる環境づくりの推進が課題となっている。

取組の方向性

- 相談件数の増加や相談内容の多様化・複雑化に対応するため、潜在的なニーズの把握を含め、地域包括支援センター※の相談支援機能及びアウトリーチ※機能の一層の充実を図ることが求められる。
- 業務量や役割の拡大に対応できるよう、人員体制の強化を進めるとともに、職員の専門性や資質の向上、マネジメント力の向上に取り組む必要がある。
- 地域包括支援センター※に配置している地域連携コーディネーターを中心とした、見守り活動や住民活動を通じた地域ネットワークの構築とともに、在宅療養コーディネーターを核とした在宅医療と介護の連携強化や認知症支援コーディネーターが中心的な役割を担う認知症相談支援の充実に積極的に取り組む必要がある。あわせて、社会福祉協議会が配置しているCSWとの連携や地域ケア会議の充実により、個別支援の強化や地域課題の発見及び地域づくり・資源開発等の取組を進めることが求められる。
- さらに、地域包括支援センター※の認知度向上の取組や身近な場所で相談できる出張相談の拡充等、住民が相談しやすいさらなる環境づくりが必要である。

国等の動き

- 厚生労働省は、団塊世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられることを目的とした「地域包括ケアシステム※」の構築を進めてきた。「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の五つの要素を一体的に提供することを基本理念としており、地域包括支援センター※が中核的な役割を担い、行政、医療機関、介護事業者、地域住民、ボランティアなどが連携して支援体制の構築を進めてきた。
- さらに、2040年には65歳以上の高齢者数がピークを迎え、85歳以上人口の増加により医療と介護の複合的ニーズが一層高まることが予測されている。こうした状況を踏まえ、国の「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会では、地域包括ケアシステム※を深化させること、医療と介護の一層の連携を図り切れ目のないサービスを提供すること、そして医療・介護・予防・生活支援等を包括的に確保し地域全体で支える体制を強化することが必要であるとしている。
- 今後は、こうした理念を踏まえ、地域における多職種連携や住民参加をさらに進め、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現が求められている。

(2) 認知症施策の推進

現状・課題

- 国の推計では、令和7（2025）年の認知症の高齢者数は約472万人で、令和12年（2030年）には約523万人、令和22（2040）年には約584万人となり、65歳以上の高齢者の約7人に一人が認知症になると見込まれている。
- 区では認知症の人が自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現のため、地域で認知症の人と家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター※」の養成を進めている。
- 認知症の人と家族の視点に立った取組として、認知症の人や家族等がリラックスして過ごせる居場所となる「Dカフェ」「コミュニティカフェ」や、家族介護者等がお互いの介護について悩みや不安を共有し情報交換を行う「介護者の会」を地域のボランティアの運営により実施している。また、当事者による発信の機会として本人ミーティングを開催している。
- 認知症の早期発見、早期診断及び早期対応の取組としては、認知症検診「目黒区もの忘れ検診」や、認知症専門医を含めたチームによる「認知症アウトリーチ事業」「認知症初期集中支援事業」など、医療機関等と連携した取組を実施している。

- 認知症に係る相談支援として、認知症安心ガイドブック（認知症ケアパス）の発行や日常的な相談支援窓口である地域包括支援センター※に「もの忘れ相談窓口」を設置するとともに、周知を行っている。また、若年性認知症への取組として正しい知識と理解を深める講演会の実施や相談窓口の周知、家族介護者等の交流の機会として家族会を実施している。
- 認知症基本法の理念を踏まえ、認知症の人や家族の声を尊重し、認知症の人や家族の視点に立って、認知症に関する正しい知識と理解の促進、認知症の早期発見や早期対応の推進、認知症の人と家族等に寄り添った相談支援の充実や地域づくりの推進等が必要である。

取組の方向性

- 認知症基本法に基づき策定された認知症施策推進基本計画で示された「新しい認知症観（※）」に立ち、誰もが認知症を自分事として捉え、認知症の人も含めた一人ひとりが共に支えあって生きる社会を目指し、認知症の本人の経験や思いを大切に、その力を生かしながら、認知症に関する正しい知識と理解を促進するための普及啓発を推進していくことが求められている。

※ 認知症になってからも、一人ひとりができることや、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方。

- 若年性認知症（※）の人も含めた、認知症の人が思いを発信する場や社会参加の機会創出、居場所づくり等の本人参画を図り、当事者の意向や主体性を尊重した取組を進める必要がある。

※ 65歳未満で発症する認知症で、働き盛りの時期に発症するため、就労や子育て、家計など高齢期とは異なる特有の課題を抱えている場合が多い。

- 認知症検診事業を推進し、医療機関や地域包括支援センター※との連携による、認知症の早期発見、早期診断及び早期対応を図る必要がある。
- 認知症の人と家族等が、必要な医療や福祉サービス等の社会資源につながるための、相談支援体制の充実や情報交換の機会創出が必要である。
- 認知症の人と家族等を支える地域づくりのため、地域で認知症の人とその家族を見守り、支援するための仕組みやネットワークの構築が求められる。

国等の動き

- 令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「認知症基本法」という。）が施行され、12月に認知症施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）が策定された。認知症基本法は、認知症の人が尊厳を保ちつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、認知症の人の意思や意向の尊重、認知症に関する正しい知識や理解の浸透、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むための支援等を基本理念に掲げている。区市町村においては、地域の実情に即した認知症施策推進計画等の策定が努力義務とされている。
- 東京都では、令和7年3月に認知症基本法に基づき、「東京都認知症施策推進計画」を策定し、東京都の認知症施策に関する基本的・総合的な方向性を示している。

（3）高齢者の誰もが尊厳を保ち、自分らしく安心して暮らせる地域社会の構築

現状・課題

- 少子高齢化と人口減少が進行する中で、高齢者は、支援の対象となるだけでなく、経済活動や社会活動に貢献し、持続可能な社会を現役世代と共に担う存在として認識されるようになってきた。また、元気な高齢者に限らず、認知症の人や介護が必要な人も前向きに日々の生活を送り、誰もが尊厳を持って自分らしくいきいきと暮らせる地域社会をつくることが重要になっている。そのためには、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう、就労や居場所づくり等、高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスの取れた取組が求められている。
- 令和7年度に区が実施した「高齢者の生活に関する調査」では、職業について尋ねたところ、「仕事をしていない」が61.6%で最も多く、「非常勤・嘱託・パート・アルバイト」が12.5%、「自営業・自由業」が11.9%、「常勤の社員・職員」が6.5%と続く。前回の令和4年度調査では「仕事をしていない」が64.1%であったことから、高齢者の就労が一定程度継続している状況が伺える。また、就労意向では、収入を伴う仕事をしたい年齢を尋ねたところ、「働けるうちはいつまでも」が21.6%、「80歳くらいまで」でも6.5%となった。前回調査では、「働けるうちはいつまでも」が18.8%であったことから、高齢者の就労意向について引き続き一定の水準にあることが示された。
- 生産年齢人口の減少が見込まれる中、こうした高齢者の意欲を生かして就労に向けた環境整備が課題と考えられる。

- 一方、社会参加に関して「会やグループへの参加頻度」を尋ねたところ、ボランティアやスポーツ関係、趣味関係、竹の子クラブなどのグループでは、いずれも参加していないとした人が5割から6割程度にのぼった。そうした中でも比較的、参加頻度が高かったのが、スポーツ関係、趣味関係、学習・教養である。また、社会活動への参加意向では、「特にない」が5割を超えたが、参加したい活動としては、「話し相手や趣味の手伝い」「高齢者の運動や体操、スポーツの支援」が多かった。高齢者の関心や志向を踏まえ、高齢者が地域とつながり役割を持てるような社会参加を進める環境整備も必要である。
- 同調査では、デジタル技術の活用についても聞いている。スマートフォンやパソコンなどの通信・通話機器の使用状況としては、「スマートフォンを使っている」と回答した人の割合は74.4%、「パソコンを使っている」が39.7%だったのに対し、8.4%の人は「どれも使っていない」と回答している。前回（令和4年度）の調査と比べるとスマートフォンの利用を中心にデジタル機器の利用状況には一定の変化が見られ、その活用の度合いが高齢者の社会参加に何らかの影響を与えている可能性もある。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に対し、高齢期の安全・安心を担保する基本的な取組である「ひとり暮らし等高齢者登録」の登録者数は横ばいである。単身高齢者・高齢者のみ世帯のニーズに応じた多様な支援も引き続き課題である。

取組の方向性

- 高齢者の社会参加を促進するための「場所」と「機会」の提供という視点からは、高齢者が気軽に訪れることができる場を提供するとともに、広く多世代が交流する地域の居場所づくりを推進することで、高齢者がいつまでも地域とのつながりを持ちながら健康的に暮らしていけるよう多様な取組を進めることが大切である。引き続き、竹の子クラブの活動支援や高齢者センターの機能充実を図り、高齢者の生きがいつくりや仲間づくりの活動を支援することも必要である。
- こうした場所や機会の提供とともに、一人でその場に行くことが難しい高齢者への移動支援も求められる。社会福祉協議会のボランティア事業等地域の支え合いの取組の活用なども視野に入れて検討が必要ではないか。
- また、高齢者の就労意欲が高まり就業者が今後も増加し続ける見通しの中で、高齢者のこれまでの知識や技能を活かした地域活動や就労への支援を通じて、経済や地域社会における担い手を確保していくことが求められる。併せてデジタル技術を利用した取組やデジタルデバイド※の解消が必要である。

- 一方で、単身高齢者や高齢者のみの世帯の更なる増加が見込まれる中、高齢者が安全・安心に暮らせるように、食に関するサービスなどの日常生活への支援とともに、地域包括支援センター※を中心に地域の関係機関や団体等のネットワークを強化し、個々人が抱える多様で複雑な課題に対応する包括的な支援を一層進めていく必要がある。
- 高齢期という概念に対する社会全体の認識が変化しており、高齢者は支援の対象だけでなく、社会を支える存在であることを区民と共有することが大切である。こうした視点から、行政の施策の方向性を整理して効果的・効率的に進めることが求められる。生産年齢人口の減少に伴う人手不足の深刻化が見込まれる中、専門性や多様な視点を持つ団体や事業者等との連携・協力体制のもと、中長期的な視点で事業を進める必要がある。

国等の動き

- 高齢社会対策大綱（令和6年9月閣議決定）では、「高齢社会対策」は、高齢者の割合が大きくなる中で持続可能な社会を築いていくための取組であり、人口構成や社会構造の変化に伴い、経済社会の担い手の不足などのほか、一人暮らし高齢者の増加等のライフスタイルの変化や認知機能が低下する人の増加に伴う課題があるとした。これに対し、生涯を通じて活躍できる環境の整備、一人暮らし高齢者の増加等に対応できる環境の整備、身体機能・認知機能の変化に配慮した環境の整備を基本的な考え方として提言している。あわせて、幅広い世代における加齢に関する理解の促進や、テクノロジーに関する学びの充実による高齢期のデジタルデバインド※の解消など学習・社会参加の取組を挙げている。
- 社会保障審議会介護保険部会では、「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和7年12月）の中で「福祉サービス間の連携に加え、介護や福祉以外の地域資源（地域におけるまちづくりや高齢者の移動支援等の取組）との効果的な連携が重要」としている。

（4）介護予防・フレイル予防の推進

現状・課題

- 高齢者が要介護状態になることを防止し、要介護状態にあっても状態の悪化防止・改善を目指す「介護予防・フレイル※予防」の取組は介護保険制度創設時から重要な取組の1つである。高齢化の更なる進展が見込まれる中、地域活力の維持・向上や、介護保険制度の持続可能性の確保の観点からも、介護予防・フレイル※予防の更なる推進を図っていくことが必要である。
- 介護予防・フレイル※予防を推進していくためには、機能回復訓練など高齢者本人へのアプロ

一斉だけではなく、高齢者とその家族等も含め理解促進を図るための普及啓発や、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所づくり等、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスの取れた取組が求められている。

- 区では、運動や栄養教育等の介護予防に資する教室や講演会等の実施や、区民ボランティアであるシニア健康応援隊（介護予防リーダー）が運営する手ぬぐい体操活動拠点など、住民主体の介護予防活動の支援を行っている。更に、令和5年度から、医療・介護データ分析によるハイリスク高齢者等に対する個別的支援等を行う保健事業と介護予防の一体的実施に取り組んでいるほか、令和7年度には比較的若年層に位置する高齢者を主な対象とした新たなアプローチとして、ダンスを活用した介護予防・フレイル※予防事業を開始するなど、一人でも多くの区民が介護予防・フレイル※予防に取り組むことができる環境整備に努めている。
- 上記取組が行われている一方、目黒区における介護予防・日常生活支援総合事業は平成28年度の事業開始以降、サービス内容等については大きな見直しは行われていない。「通いの場」を提供している一般介護予防事業以外のサービス・活動事業の一部については利用者数の伸び悩みが見られ、介護予防の一層の推進が求められていることを踏まえれば、事業の見直しに向けた検証等が必要である。

取組の方向性

- 住民主体の「通いの場」の充実は、高齢者に社会参加の場を提供し、要介護状態となるリスクや認知症発生リスクの低減に効果的であるとされているほか、参加者同士のつながりや交流による活力のある地域づくりにも寄与することから、今後も取組を発展・拡充していく必要がある。
- 現在、区における「通いの場」として、めぐろ手ぬぐい体操活動拠点（区内11か所13グループ）のほか、シニアの部活事業により立ち上げ支援を行った小規模グループが活動しており、各グループが工夫を凝らしながら、各地区で特色のある活動を行っている。
- これらの「通いの場」の活動の活性化や継続的な場の拡大に向け、様々な広報媒体を活用した効果的な活動の周知や、地域包括支援センター※等における相談者に対する個別的アプローチを通じた参加者の拡充の取組、専門職の派遣などによる継続的な活動支援、新たな「通いの場」の立ち上げに向けた支援に取り組んでいくことが必要である。
- また、「通いの場」の活動の継続のためには、区や地域包括支援センター※をはじめとした関係機関が、区内における「通いの場」の現状等について定期的に情報共有を図り、連携しながら活動支援を行っていくことが求められる。

- サービス・活動事業については、国の介護予防・日常生活支援総合事業の関係規程の改正内容や令和7年度に実施した介護保険事業計画基礎調査の結果等を踏まえ、どのような施策が区民に必要とされているのかを検証・検討することが必要である。

国等の動き

- 「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会が令和7年7月に公表した「とりまとめ」においては、介護予防等の取組や地域のインフォーマルな支え合いの重要性が述べられており、「通いの場」については、認知症予防、多世代交流や就労的活動など、地域のニーズに応じた多様な機能を有する場として、地域共生社会※の実現に向けて発展・拡充させていく必要性があるとされている。
- また、「通いの場」の取組、介護予防・日常生活支援総合事業における「短期集中予防サービス」、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施など、従来個別事業として取り組んできた介護予防関連施策については、連携の方法や専門職等の適切な関与の方策等について、今後議論が進められていく予定である。

4

総合的な障害者福祉施策の推進 (障害者福祉)

検討の視点

- 現行の障害者計画では「誰もが自分らしく輝きながら共に暮らせる社会の実現」を基本理念に掲げ、障害の有無にかかわらず、誰もが等しく個人として尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる共生社会※の実現に向けた取組を進めている。
- 共生社会※の実現に向けては、障害のある人が自らの意思で希望する生活を選択し、自己実現していくための環境を整備するとともに、ライフステージ※や障害特性に応じたきめ細かなサービス提供及び切れ目のない横断的な支援の充実が不可欠となる。
- 地域全体の障害理解のもと、障害者差別解消の推進や情報取得・意思疎通に係る支援等の取組を通じて、社会参加の妨げとなる社会的障壁をなくし、あらゆる場面で自分らしく輝くことができる支援体制や環境づくりが求められている。
- 第2回地域福祉審議会（令和8年3月2日開催）において、目黒区障害者自立支援協議会から提出された障害者計画策定に関する意見を踏まえ、検討を進めたものである。

（1）地域で安心して暮らし続けることができる環境の整備

① 相談支援の充実

現状・課題

- 相談件数の増加や内容の複雑化に伴い、相談支援専門員の離職及び事業所の休廃止が続き、新規相談の受入れ困難やのぞまないセルフプランの増加が生じている。令和7年度に実施した次期障害者計画策定に関する調査では、「地域で自立した生活を送るために、重要と思う取組について」という設問に対し、「相談支援の充実」と回答した割合が、成人で54.4%、18歳未満の児童保護者で69.2%といずれも最も高く、調査結果からもニーズの高さが伺える。
- 地域の相談支援体制の強化を目的として、地域生活支援拠点※及び基幹相談支援センター※を設置しているが、それぞれの機能・役割が利用者や関係機関に十分浸透しておらず、高い専門性が求められることから人材確保・定着についても継続的な課題となっている。
- 重層的支援体制整備事業※により分野横断的な連携が進みつつあるが、複合的な課題や制度の狭間の問題に対して、より円滑に対応していくため、さらなる連携強化が必要である。

取組の方向性

- 現行の相談支援体制に係る課題の分析や利用者の最新ニーズの把握により、新たな相談支援体制のあり方を早期に検討し、将来にわたり安定的な相談支援基盤を構築しなければならない。
- 地域生活支援拠点※の事業実績に対する検証・評価を行い、緊急時対応や地域のネットワーク構築等の機能強化が必要である。また、基幹相談支援センター※が担うべき相談支援体制の中核機能を安定的に発揮できるよう人材確保を進めるとともに、各相談支援事業所に対する支援策の充実に向けた検討が求められる。
- 新規開設事業所に対する支援やセルフプラン解消に向けた取組など、相談支援を希望する方が確実に利用できるサービス提供体制の確保に向けて、区の実情に応じた独自施策についても検討が必要である。
- 分野横断的な包括的支援体制に向けて、障害分野のみならず関係する各会議体において情報共有や協働に向けた仕組みづくりを進め、地域全体で切れ目のない支援を期待する。

② 暮らしの場の整備

現状・課題

- 障害のある人及びその家族の高齢化が進む中、親なき後を見据え、障害者グループホーム※等の整備が急務である一方、利用ニーズに対して施設数が不足している。
- 特に医療的ケア※を含む重度障害者に対応した施設は、年々ニーズが高まっている反面、設備投資や人材確保の整備ハードルが高く、民間事業者の新規参入が見込みにくいものとなっている。
- 近年の建築資材や人件費の急激な高騰に加え、都心部という立地上、整備に適した土地・建物の確保は事業者にとっても負担が重く、施設整備の大きな課題となっている。

取組の方向性

- 様々な障害種別・障害特性に対応していけるよう、重度化・高齢化の進展を踏まえ、利用者のニーズに応じた施設整備の検討が必要である。
- 民間事業者等による施設整備が促進されるよう、整備及び運営に係る補助事業を充実させるとともに、公有地等の活用及び活用可能な民有地・建物に関する情報収集と発信の強化が求められる。

- 目黒区居住支援協議会を活用し、区内の関係団体及び不動産関係者と連携の上、地域全体で居住支援策の推進が必要である。

③ 心のバリアフリーの推進

現状・課題

- 「めぐろふれあいフェスティバル」をはじめ、障害理解・差別解消に係る啓発事業等を行っているが、参加者が当事者や関係者等に偏っており、地域住民全体への広がりとしては限定的な効果に留まっている。
- 障害者差別解消法の改正により、令和6年度から合理的配慮※の提供が全ての事業者に義務付けられたものの、未だ認知度が低く、事業者間における理解や対応能力に格差が生じている。

取組の方向性

- 啓発事業や交流の機会は、障害の有無にかかわらず、相互理解を深める上で貴重な場であるため、より幅広い区民参加につながるよう、周知方法や事業内容の充実が求められる。
- 障害者差別解消法の推進に当たっては、理念的な周知に留まることなく、差別解消法の趣旨や障害の社会モデルの考え方にに基づき、全ての事業者にとってより実践的な啓発方法のあり方について検討しなければならない。
- 障害理解・差別解消のさらなる進展のためには、福祉教育の機会を充実させることで、学齢期から人権や多様性を尊重する意識を醸成していくことが重要となる。

④ 保健・医療・福祉の連携強化

現状・課題

- 精神障害のある人が年々増加傾向にあり、支援ニーズが多様化・複雑化していくことが見込まれている。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム※（にも包括）体制の構築に向けて、保健・医療・福祉の連携の場である「目黒区精神保健医療福祉推進協議会」や「精神障害者地域移行・地域定着推進連絡会」が設置されているが、それぞれの役割や所掌事項等が重複しており、取組の見えにくさが生じている。
- ピアサポーター※の活用の有用性が高まっているものの、区の現行の取組の中においては活躍機会が限られている。

取組の方向性

- アウトリーチ※や関係機関の連携強化により、個別支援の充実を図っていく必要がある。
- 各会議体の位置づけを整理することで役割分担を明確化し、効果的・効率的な支援体制の構築が求められる。
- ピアサポーター※が安心して活躍できる取組や機会の創出、及びそれを受け入れる地域づくりに向けた取組が必要である。
- 精神障害に限らず、障害のある人たちが安心して医療機関を受診することができる地域づくりに向けて、医療と障害福祉のさらなる連携強化が求められる。受診可能な医療機関の情報を共有するなど、地域全体の取組について検討が必要である。

⑤ 権利擁護の推進

現状・課題

- 障害者虐待防止の主要機関である目黒区障害者虐待防止センター※の認知度が低い。
- 誰もが自分の意志で希望する生活を実現するためには意思決定支援の促進が不可欠となるが、成年後見制度※の構造的課題も含め、本人の意思に基づく支援を行うためには、高い水準での制度理解が求められている。

取組の方向性

- 障害のある人とその家族だけでなく、地域住民や障害福祉サービス事業所も対象とした啓発事業等を通じて、地域全体で虐待防止と人権擁護の意識を高めていく必要がある。
- 質の高い意思決定支援の実現に向けては、成年後見制度※の見直しに向けた法改正も踏まえ、現場の支援者及び障害のある人とその家族の双方において、共通理解を深めていく必要がある。

⑥ 災害時支援体制の強化

現状・課題

- 災害時の情報保障や障害特性に応じた避難誘導等については目黒区災害時要配慮者支援プランで定めているものの、実際の災害時における機能面については課題もある。
- 福祉避難所におけるマニュアルの整備状況や運用方針が外部からは分かりにくい状況となっ

ている。

- それぞれの障害特性に配慮し、障害のある人とその家族等が安心して受けられる障害者参加型防災訓練を令和5年度から実施しており、年々、内容の充実を図ってきているが、参加者数が停滞しており、限定的な効果に留まっている。

取組の方向性

- 実効性の観点から、バリアフリー※環境の整備を始め、災害時に有効に機能するための仕組みづくりを検討していく必要がある。さらに、福祉避難所の運営体制整備と地域や関係機関に向けた周知啓発の強化が求められる。
- 障害のある人とその家族等の参加を増やす働きかけだけではなく、支援者等に対する周知を強化し、平時から安全に避難できる環境を確認・確保することが重要となる。また、災害時の安心安全な避難のためには地域住民の理解が不可欠であることから、参加者要件の拡充等についても併せて検討する必要がある。
- さらに、災害時における事業所間の連携・情報共有に向けた体制の構築も必要である。区からの働きかけだけでなく、民間事業者同士のつながりを活用し、グループチャット等による一斉連絡・情報共有の仕組みづくりを図っていくことが求められる。

①～⑥に関する国等の動き

- これまで福祉・介護職員を対象としていた「処遇改善加算」について、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、新たに障害福祉従事者が対象とされ、計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援を行った場合に一定割合で報酬に加算されることとなる予定。
- 令和6年4月施行の改正障害者総合支援法において、地域生活支援拠点※と基幹相談支援センター※が障害者等の地域生活支援体制の要であり、地域移行推進の役割を担うものとして明確に規定された。
- 次期障害福祉計画及び障害児福祉計画（令和9～11年度）の策定に向けた国の「基本指針」は令和8年3月に告示された。国の社会保障審議会障害者部会における「令和9年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」（以下「基本指針の見直し」という。）において、主な事項として、以下の取組等が掲げられている。

- ・ **地域の相談支援体制の充実強化**：のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進、医療分野等との連携、不安解消に向けたピアサポート※等
- ・ **精神障害にも対応した地域包括ケアシステム※の構築**：システムの理念の明確化と実現に向けた市町村における相談及び援助の体制整備及び都道府県における体制整備
- ・ **障害者等に対する虐待の防止等**：ガイドラインを踏まえた意思決定支援の一層の推進、希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携等
- ・ **災害時における障害福祉サービス提供の確保**：災害時の要配慮者への障害福祉サービス提供の確保に向けた事業者と地方公共団体の防災部局等との連携強化等

- 法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、成年後見制度※の見直しに向けた調査審議を行い、取りまとめた民法等の改正に関する要綱案が令和8年2月の法制審議会で承認され、法務大臣に答申された。これを受けて、令和8年6月には「民法等の一部を改正する法律」が成立した。
- 災害対策基本法等の一部を改正する法律により、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加され、災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」が明記された。

（2）社会参加の促進

現状・課題

- 障害のある人があらゆる分野の活動に参加するためには、情報取得環境の整備が必要だが、具体的な支援や地域全体の理解については未だ不十分である。
- 障害のある人の日常生活や社会参加において移動支援事業は欠かせないものだが、ガイドヘルパーの不足が慢性化しており、特に朝夕における通学・通所の時間帯の不足が深刻なため、利用を断られる状況が生じている。
- 障害者就労支援については、令和7年に創設された就労選択支援や法定雇用率の段階的な引き上げ等の影響により、大きな環境変化とともに支援ニーズの多様化が見込まれる。
- 障害のある人が生きがいを持ち自分らしい生活を送るために、余暇活動や芸術文化・スポーツ等の多様な活動機会の確保が必要となるが、十分に環境が整備されていない。

取組の方向性

- 情報取得環境の整備に当たっては、様々な障害特性に応じた情報保障や意思疎通手段の確保を推進するとともに、支援者や地域住民の理解促進に向けた情報発信を強化していかなければならない。
- 移動支援事業に係るガイドヘルパー不足の解消に向けては、今後より多くの希望者が利用できるよう、報酬単価の引上げや加算制度の創設、利用時間・用途の見直し等について検討し、人材確保を図っていかなければならない。
- 障害者就労支援の充実に向けては、引き続き、区の中核機能である目黒障害者就労支援センターと連携強化を図り、これまで培ってきた地域の関係機関との協働関係も活用しながら、今後の状況変化に応じた新たな支援のあり方について検討していく必要がある。
- 余暇活動等の場の拡充については、ニーズも多様化していることから、分野横断的な活動機会や社会資源の創出に向けて検討していかなければならない。また、参加することに困難や抵抗を感じる人に対しては、ピアサポーター※による参加支援等により、誰もが安心して参加できる仕組みづくりを推進するとともに、実施団体の増加に向けた支援も併せて検討が求められる。さらに、現在実施している障害者通所施設利用時間外活動支援事業についても、実施場所や体制の確保に努め、受入れ体制の強化を図っていく必要がある。

国等の動き

- 基本指針の見直しにおいて、主な事項として、以下の取組等が掲げられている。
 - ・ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備：意思疎通支援者の養成や障害当事者に対するICT※機器の利用支援等
 - ・ 福祉施設から一般就労への移行等：就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進等
 - ・ 障害者スポーツによる社会参加等の促進：文化芸術活動、スポーツ等を通じた社会参加の促進に向けた関係機関の連携等

(3) ライフステージや障害特性に応じた自立への支援の充実

現状・課題

- 障害福祉人材の確保に向けては、介護・高齢分野との協働事業として「めぐろ福祉しごと相談会」を年2回開催し、求職者と福祉事業者とのマッチング支援を行っているが、近年は当日の参加者・事業者、採用実績ともに停滞しており、効果的な取組には至っていない。加えて、人材育成・定着によるサービスの質の向上に向けた支援策については、事業者に対する研修受講・実施に係る費用助成、基幹相談支援センター※による研修や事例検討会の開催といった取組にとどまっている。
- 障害には様々な種類があり、それぞれの障害特性に応じた専門的な支援が求められる。特に強度行動障害※は、その特性から地域生活を送る上での困難さや家族等の心身の負担が大きく、専門技術を有する人材の不足により、支援体制が十分に整っていない状況である。
- 障害児が地域で安心して暮らし続けるためには、一人ひとりに寄り添った切れ目のない支援が不可欠であり、中核的な役割を担う児童発達支援センター※の機能化が必要となる。しかし、現行のセンターの機能や役割については明確になっておらず、障害児とその家族や関係機関にも十分に浸透していない。障害児の支援においては、福祉分野に限らず、様々な分野との連携強化が重要なため、当該センターを主軸とした多機関によるネットワークの構築が今後の課題である。

取組の方向性

- 人材確保策がさらなる効果を発揮できるよう、これまでの取組の検証等を踏まえ、既存事業の改善を図っていく必要がある。具体的には、当日の会場参加だけでなくオンラインでの情報発信も含めた開催方法の検討など、幅広い対象者にとって参加メリットが感じられる事業内容への充実が求められる。人材育成・定着策については、研修等に係る費用助成を事業者にとって活用しやすい制度に見直すとともに、当該制度の活用を促すための取組についても検討する必要がある。また、多様化するニーズに対応しながら、事業者が将来にわたり安定的な運営とサービスの質を維持するためには、若い働き手の確保も重要である。障害福祉の仕事の魅力発信を進めるとともに、ICT※活用による業務効率化など、現場の負担軽減と離職防止に向けた取組についても併せて検討していく必要がある。
- 強度行動障害※の支援体制の整備に向けては、まずは具体的なニーズの把握に向けて、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者、障害者団体といった関係機関に調査等を実施し、併せて、専門技術を有する支援者の確保や家族等に対する支援策の検討を期待する。

- 障害児支援体制の充実に向けては、地域全体で障害児支援をサポートするという視点のもと、児童発達支援センター※が主体となり、保健・医療・福祉における各専門職がそれぞれの専門性を発揮しながら相互に連携し、多様なニーズに対応していく体制の構築が求められる。特に教育分野との連携についても強化が必要であり、全ての子どもが可能な限り同じ場でいきいきと学べるインクルーシブ教育システム※の構築に向け、教職員や児童、保護者等への理解啓発を進めるとともに、交流機会の創出や共同学習のあり方、特別支援教育支援員※の充実について福祉と教育の双方の分野で検討していくことが求められる。
- 発達障害※のある児童の二次障害の防止に向けては、保護者支援や伴走型支援、こども家庭センター※等との連携が重要である。

国等の動き

- 基本指針の見直しにおいて、主な事項として、以下の取組等が掲げられている。
 - ・ 障害福祉人材の確保、定着、ケアの充実のための生産性の向上：ICT※機器等の導入などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進等
 - ・ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備：様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成、強度行動障害について予防的観点からの支援や関わりに向けた地域の関係機関の連携強化及び支援者育成等
 - ・ 障害児支援の提供体制の整備等：「気付き」の段階を含めた多様な障害児とその家族の支援及びインクルージョンの推進に向けた、児童発達支援センター※を中心とした伴走的な相談支援体制の確保等
- 高次脳機能障害※の理解促進及び必要な支援を切れ目なく受けられるようになることを目的とした高次脳機能障害者支援法の施行（令和8年4月1日）を踏まえ、専門的な医療の確保や家族支援等の取組について検討が進められている。

5

介護・福祉人材の確保・定着・育成 (介護・福祉人材)

検討の視点

- 超高齢社会が進行し、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増加とともに、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中、介護ニーズの多様化・複雑化が予測されている。障害福祉分野においても、障害福祉サービスの利用者が引き続き増加傾向にあり、障害種別や障害特性等に応じた一層の支援が求められている。
- その一方で生産年齢人口の減少が見込まれており、将来にわたって介護・福祉の現場を安定的に運営し、必要なサービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題となっている。また、地域住民等が主体的に取り組んでいる福祉活動においても、新たな担い手の確保や育成が求められており、それに対する支援が必要である。
- 介護・福祉職の魅力発信や事業所と求職者のマッチング、働き方の多様化への対応、各種研修の実施、職場環境の改善、生産性向上などに向けた多角的な支援を、介護・福祉職員や求職者、事業者のニーズを把握し効果的に進める必要がある。
- また、地域の福祉ニーズが多様化・複合化している状況の中で、ソーシャルワークの面も含めた分野横断的な人材の育成が求められる。地域の多分野にわたる事業者や関係者が連携し、介護・福祉人材の確保・定着・育成に向けて情報を共有するとともに、共通課題を整理して実践的な取組を検討していくことも必要になる。
- こうした取組は、職員の処遇改善や外国人人材の確保、事業者への経営・運営支援など国や東京都に求められる対策を注視し、区として効果的に進めることが望まれる。

(1) 介護分野

現状・課題

- ① 人材の確保・定着
- 人材確保の取組として、ハローワーク等と連携して介護・障害福祉サービス等事業者による合同採用説明会「めぐろ福祉しごと相談会」を年2回開催している。本事業は、介護や福祉の現場で働く魅力のPR及び個別相談会により、事業者と求職者とのマッチングを支援しているが、介護・福祉分野での経験の有無を問わず誰もが参加可能であるにもかかわらず、近年は参加者、

参加事業者及び採用者いずれの実績も停滞している状況である。令和7年度の実績は参加事業者28法人、来場者69人、採用者5人で、過去3年間で減少傾向にある。

- また、人材確保が難しい民間特別養護老人ホームに対して、職員の宿舍借上げ経費の一部を補助している。東京都が令和6年度に同事業の要件を拡大しているが、区では、都の補助対象外となっている看護師、栄養士等及び都補助上限の超過者分も補助対象とし、事業を充実させている。
- さらに、令和7年度に「介護事業所有償ボランティアマッチング支援事業」を開始した。介護業界未経験者・無資格者でも行うことのできる介護現場の周辺業務（配膳・下膳・見守り・レクリエーション等）を担う有償ボランティアと介護事業所のニーズを調整する事業であり、マッチングサービスの利用に係る月額利用料（25,000円）を区が負担することにより導入を支援している。
- 令和7年度に実施した介護保険の「サービス提供事業所調査」によると、「事業所運営にあたっての課題」としては「職員の確保、離職対策」が55.7%で最も高く、次いで「人員不足などにより、利用者のニーズに対応できない」が45.0%、「新規利用者の獲得が困難」が42.7%となっている。また、「人材不足に対する区の支援で最も充実すべきだと思う取組」としては、「福祉現場の魅力の発信強化」が22.3%と最も高く、次いで「業務効率化に向けたICT※機器等導入支援の充実」が13.8%、「人材マッチング事業（めぐろ福祉しごと相談会や有償ボランティアマッチング支援事業）の充実」が12.8%となっている。
- この調査結果も踏まえると、「職員の確保、離職対策」が介護サービスの提供における最も重要な課題であると考えられる。過去3年間で、「めぐろ福祉しごと相談会」の参加事業者、来場者、採用者がやや減少している現状があるため、これまでの取組の検証等を踏まえた事業の改善が必要である。あわせて、人材マッチング事業の充実を図っていく必要がある。

② 人材の育成

- 介護人材育成の取組として、区内介護事業所等の職員を対象とした「介護職員スキルアップ研修」を実施している。令和4年度からは受講しやすい環境を構築するため、オンライン形式を採用している（一部は対面（実技）形式）。
- 介護職員初任者・実務者研修受講費補助事業では、直近3年間で延べ200人余りが利用している。さらに介護現場において中核的役割を担う介護福祉士を輩出するために、令和7年度に介護福祉士資格取得費補助事業を開始した。また、人材の安定的確保及びサービスの質的向上を図るため、職員数の多い民間特別養護老人ホームに勤務する職員の研修等に係る費用も補助

している。

- 介護支援専門員に対しては、職層に応じた研修やケアプラン点検を実施し、ケアマネジメントの質の向上を図っている。
- 複雑化・多様化する支援ニーズに対応していくためには、今後も研修内容の更なる充実を図っていく必要がある。その一方で、多忙な介護従事者の実態を踏まえ、研修を受講しやすい環境整備とともに、介護現場のニーズを踏まえた研修内容の検討や、本人の意欲、能力を引き出す工夫が求められている。

取組の方向性

① 人材の確保・定着

- 介護・障害福祉サービスの合同採用説明会である「めぐろ福祉しごと相談会」の改善や内容の充実が必要であり、具体的には、オンラインでの来場者受入れや参加事業者作成のPR動画の活用など、福祉職場の魅力の発信強化等を行うことが求められる。また、採用につながった相談実例の公開や当日の様子や事業内容のアーカイブ配信など、時間や場所を問わず、不特定多数に向けた情報発信を強化することも効果的である。
- 近年増加傾向にある外国人材の定着支援や生活環境の整備が求められている。東京都の宿舎借上げ支援事業では令和6年度より外国人介護職員は上限戸数を超えて申請が可能となった。こうした支援事業について、外国人職員及び事業所に積極的に周知し利用促進を図ることが必要である。
- 職場環境改善・生産性向上の取組として、業務の整理・切り出しや介護助手等へのタスクシフト・タスクシェアが求められている。区では令和7年度に「介護事業所有償ボランティアマッチング支援事業」を開始し、ボランティアを活用した業務の整理・切り出しの導入支援を行っている。ボランティアの活用は、今後様々な方法が広がっていくと考えられる。既に効果検証ができている事業所の「好事例」などを共有し、同事業の定着、拡充を図ることにより、職員の業務負担の軽減とともに、生み出された時間を直接的な介護ケアの業務に充て、介護サービスの質的向上につなげることを期待する。
- 雇用管理については、区では、介護事業所職員の「なんでも相談窓口」を設置し、悩み事の相談を受けている。東京都は令和7年4月にカスタマー・ハラスメント防止条例を制定し、介護職員のための総合相談窓口を開設した。近年増加しているカスタマー・ハラスメントを含むハラスメント対策の取組を強化し、安心して働ける環境の整備が必要である。

② 人材の育成

- 介護職員の各種研修の充実はもとより、研修実施方法としてオンライン形式に加え、アーカイブ配信（オンデマンド配信）、ハイブリッド形式※など、時間や場所に関係なく受講できる多様な環境を整備していく必要があると考える。また、介護現場の中核的役割を担う介護福祉士をはじめとする介護職員のキャリアアップを図るため、本人の意欲、能力、ライフステージ※等に応じたキャリアパスの構築などが求められている。そのため、東京都では介護職員キャリアパス導入促進事業を実施し、区では令和7年度より「介護福祉士資格取得費補助事業」を開始している。これらの取組は人材育成のみならず、人材確保・定着にもつながると考えられ、介護職員と事業所への積極的な周知と利用促進を図ることが必要である。

（2）障害福祉分野

現状・課題

- 人材確保に向けた取組である「めぐろ福祉しごと相談会」を介護分野と合同で実施している。その現状と課題は、前述の「（1）介護分野」における現状・課題と同様である。
- 令和7年度から、ホームヘルパーが行う身体介護や家事を補助するための人材確保及び当該人材がホームヘルパーとして従事するために必要な資格取得に係る経費等に対する補助事業を開始したが、当初の見込み数を下回る活用実績となっており、効果的な取組には至っていない。
- 人材定着・育成に向けた取組としては、障害者グループホーム※等を運営する一定の事業者に対して、職員の宿舍借上げに要する費用の一部を補助し、従業員の住宅費に係る負担軽減を図っている。また、職員のキャリアアップ及び安定したサービス提供体制の確保を目的として、事業者の研修実施や従業員の研修受講に係る経費等に対する費用助成を行い、障害福祉人材の育成を促進している。いずれも近年の物価高騰や社会情勢等を踏まえ、補助金額の見直しについて検討が必要であるとともに、区として人材定着・育成に関する取組自体が不足していることが大きな課題となっている。

取組の方向性

- 人材確保事業として介護分野と合同で開催している「めぐろ福祉しごと相談会」に関する今後の取組の方向性は、前述の「（1）介護分野」における取組の方向性と同様である。
- ホームヘルパーの確保に係る補助事業については、事業者にとって活用しやすい制度に見直すとともに、当該制度の活用を促すための周知・啓発が必要である
- 人材定着・育成策については、多様化するニーズに対応しながら、事業者が将来にわたり安定的

な運営とサービスの質を維持していくためには、若い働き手の確保も重要である。障害福祉の仕事の魅力発信を進めるとともに、ICT※活用による業務効率化など、現場の負担軽減と離職防止による効果的な人材定着・育成に向けた取組についても併せて検討していく必要がある。

（３）地域包括支援センター

現状・課題

- 地域包括ケアシステム※の推進において中核を担う地域包括支援センター※は、区が「住民に最も身近な保健福祉の総合相談窓口」と位置づけており、高齢者のみならず、障害者や子ども、生活困窮者※等、多様な区民を支援する役割が求められている。センターには、保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職を配置し、圏域ごとに機能を発揮している。
- 支援対象の広がりや相談内容の多様化・複雑化・複合化が進む中、業務量が増加するとともに専門職には幅広い知識と高度な専門性が求められている。
- 区では、相談援助技術等に関する研修の充実に努めているものの、経験の差による対応力に開きがある。経験の浅い職員の対応力を向上させ、各専門職員が複雑な課題にも質の高い支援ができるようにしていくことが課題である。
- あわせて、職員一人ひとりがやりがいを実感し、継続して勤務できるよう、働きがいの向上や定着につながる取組を進めることが重要となっている。

取組の方向性

- 地域包括支援センター※に寄せられる相談は、多様化・複雑化・複合化が進んでおり、また自ら相談につながりにくい高齢者等へのアウトリーチ※の必要性も高まっている。これらの課題に的確に対応するためには、高度な専門性と幅広い対応力を備えた人材の育成が不可欠である。

- そのため、地域包括支援センター職員を対象として、相談援助技術、権利擁護、認知症支援、虐待対応、多職種連携、アウトリーチ※等に関する研修を計画的に実施し、相談支援業務における対応力の向上を図る必要がある。あわせて、区及び東京都が実施する研修への計画的な参加を促進することも求められる。
- さらに、事例検討会や所内研修、OJT※を通じて職員個々の実践力の強化を図るとともに、組織として均質で質の高い支援を提供できる体制を整備することが求められている。あわせて、ICT※の活用により業務の効率化や事務負担の軽減を進め、職員が支援業務に専念できる環境を整えることで、やりがいの向上と人材の定着を促進する取組を検討していく必要がある。

（４）分野横断的な人材育成

現状・課題

- 区では、包括的な支援体制の充実に向けて、対象者の属性や世代を問わない分野横断的な課題に対応できる福祉人材の育成プログラム「飛躍」を展開している。これまで、区と民間の多機関・多職種の職員が参加し、複雑な課題を抱えた個人や世帯の包括的な支援について学ぶ研修を事例検討のグループワークも取り入れて行ってきた。
- 研修により、ソーシャルワーク能力の向上や顔の見える関係をつくりながら相互理解を深めることができたが、それを実際の支援における連携・協力などに活かしていくことが必要である。研修後のフォローアップ等により効果を検証すること、相談支援に従事する職員が現場で直面する課題を把握し研修テーマや事例選択の参考にしていくことなどが課題である。また、参加の機会や人数の拡大も課題であり、対面型に限定しない研修形態の工夫が必要である。

取組の方向性

- 分野横断的な課題に対応できる福祉人材育成プログラム「飛躍」の浸透を図り、民間事業所職員の研修参加の促進により職種の幅を広げていくことが必要である。研修に参加した職員が主体的に関わることで、実際の支援における多機関・多職種の連携が図られ、支援の充実につながることを期待する。
- また、このプログラムは、困難な課題を抱えた人への支援や地域づくりへの支援を担う「支援者の支援」として充実していくこと、あわせて、事業所職員間の交流やネットワークづくりにつながるよう発展していくことが望まれる。

（５）地域の関係者による連携・福祉人材全体の確保

- 介護や福祉のサービス提供、相談支援など、目黒区で介護・福祉事業を担う様々な事業者や関係者が分野を超えて連携し、介護・福祉人材の確保・定着・育成に向けて現状を共有するとともに、共通課題を整理して実践的な取組を行えるよう、区が支援することが必要ではないか。その際、東京都が担う、人材確保等に係る広域的なネットワーク機能を充実させる取組と連携・調整を図ることが必要である。
- 地域では、NPOや活動団体、民生委員・児童委員※などが様々な福祉活動に携わっており、困り事を抱える人への支援などで相互に連携がなされている。その詳細な実態は、区が令和7年に行った地域福祉に関する調査から確認でき、制度の狭間にある分野横断的な課題に対応している方たちも多くいる。専門職に加えて地域の中に福祉に関わる人材を増やし、地域の団体等との連携を進めて支援の輪を広げていくことが求められる。また、障害のある人など当事者が地域の中で発信し活動に参加することは極めて意義があり、支える側と支えられる側という関係を超えて地域の生活のなかで支え合う社会を目指していくことが大切である。

国等の動き

- 国の「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会とりまとめ（令和7年7月）では、2040年に向けて生産年齢人口が減少する中、介護人材確保は最大の課題として、国による処遇改善をはじめとする人材確保の取組を進めるとともに、地域単位でも専門機関等の連携を図り、雇用管理・生産性向上、事業者間の協働化など、経営改善に向けた支援の実施が必要と提言した。また、障害福祉サービスにおいても、介護分野と同様の課題が有り、その特性に応じた取組の推進が必要であるとした。
- 「社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会」における議論の整理（令和7年11月）では、一つのポイントとして、地域における人材確保の取組が提言されている。都道府県が主体となって、地域の関係者が人材確保に関する情報を共有し課題解決に取り組むプラットフォームの制度化と、都道府県単位の情報共有の場に加え、市区町村などのより狭い圏域で、「人材確保・定着」「職場環境の改善、生産性向上・経営支援」「介護のイメージ改善・理解促進」などの地域ごとの個別の課題に応じたプロジェクトチームの設置なども必要であるとした。令和8年6月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」では、関係団体（公的機関、地域の事業者、養成施設等）で構成する福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務としている。

■ III 福祉分野の重点事項について

- 次期障害福祉計画及び障害児福祉計画（令和9～11年度）の策定に向けた国の基本指針において、労働力人口の減少が見込まれる中で、安定的なサービスの提供や様々な事業を実施していくため、都道府県と区市町村が連携し、専門性を高める研修の実施、多職種間の連携推進、働きがいのある職場の魅力についての周知等を行うとともに、質の高い障害福祉サービスを効率的かつ効果的に提供できるよう、生産性の向上によりケアの充実を図る取組の推進が求められている。

■ 卷末資料

目黒区長からの諮問

令和7年7月30日、目黒区地域福祉審議会は、区長から目黒区における地域福祉保健医療計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画の策定及び改定にあたり、社会情勢の変化に対応した各計画の方向等について、諮問を受けた。

目健計第850号

令和7年7月30日

目黒区地域福祉審議会会長 様

目 黒 区 長

地域福祉保健医療計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画の
策定及び改定について（諮問）

目黒区における地域福祉保健医療計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画の策定及び改定にあたり、社会情勢の変化に対応した各計画の方向等について、目黒区地域福祉審議会条例第2条の規定に基づき諮問します。

以 上

目黒区地域福祉審議会委員名簿

任期：令和6年7月18日から令和9年3月31日まで

【審議会】◎会長 ○副会長

【計画専門委員会】◆委員長 ◇副委員長 △委員

氏 名	所 属 等
学識経験者 ◎◆石渡 和実 ○◇北本 佳子 △平岡 公一 △中島 修	東洋英和女学院大学名誉教授 昭和女子大学教授 東京通信大学教授 文京学院大学教授
区議会議員 西村 ちほ 上田 みのり 佐藤 ゆたか 山本 ひろこ はま よう子 竹村 ゆうい 斉藤 優子	目黒区議会生活福祉委員会委員長（～R7.5.27） 目黒区議会生活福祉委員会副委員長（～R7.1.8） 目黒区議会生活福祉委員会副委員長（R7.1.9～R7.5.27） 目黒区議会生活福祉委員会委員長（R7.5.28～R8.5.27） 目黒区議会生活福祉委員会副委員長（R7.5.28～R8.5.27） 目黒区議会生活福祉委員会委員長（R8.5.28～） 目黒区議会生活福祉委員会副委員長（R8.5.28～）
社会福祉関係者 △香取 寛 △松原 辰昭 △徳永 泰行 △長崎 隆 △竹内 聡子	社会福祉法人奉優会理事長 目黒区障害者団体懇話会副会長 目黒区介護事業者連絡会会長 社会福祉法人目黒区社会福祉協議会事務局長（～R8.3.31） 社会福祉法人目黒区社会福祉協議会事務局長（R8.4.1～）
保健医療関係者 脇山 博之 吉田 敏英 酒井 秀士 寺田 友英	一般社団法人目黒区医師会副会長 公益社団法人東京都目黒区歯科医師会会長（～R7.6.20） 公益社団法人東京都目黒区歯科医師会会長（R7.6.21～） 一般社団法人目黒区薬剤師会理事
区内関係団体 柳田 香 加藤 知子 島崎 孝好 山口 武志 丸田 潔 小林 雅子 岡村 矢恵子	目黒区住区住民会議連絡協議会委員 目黒区民生児童委員協議会南部第二地区副会長 目黒区竹の子クラブ連合会会長（～R8.4.23） 目黒区竹の子クラブ連合会会長（R8.4.24～） 目黒区社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター協力会員 目黒区ミニデイサービス・ふれあいサロン連絡会八雲ミニデイサービス代表 めぐろボランティア・区民活動センター登録団体NPO法人発達相談支援協会 Lagom 代表
公募区民 井上 泉 宇佐美 幸則 草薙 かおり 横井 久美子 脇坂 翔太	

▼専門委員（任期：令和7年7月30日から計画策定等にかかる審議終了まで）

△岩崎 香	早稲田大学教授
-------	---------

審議経過

開催日	地域福祉 審議会	計画専門 委員会	内 容
令和7年度			
7月30日	第1回		・地域福祉保健医療計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画の策定及び改定について（諮問） ・福祉・保健医療分野における計画改定に向けた取組について ・地域福祉審議会の進め方について 小委員会の設置等 ・各計画の策定・改定に向けた実態調査について 目黒区地域福祉保健医療計画の策定に向けた調査、目黒区介護保険事業計画基礎調査及び高齢者の生活に関する調査、目黒区障害者計画策定に関する調査 ・各計画の実績及び評価について（令和6年度実績） 目黒区保健医療福祉計画、目黒区介護保険事業計画、目黒区障害者計画
10月1日		第1回	・付託事項の進め方について ・付託事項 福祉分野の重点事項1（地域福祉）の検討 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の充実
11月28日		第2回	・付託事項 福祉分野の重点事項2（地域福祉） 誰もが安心して地域で暮らせる社会の推進
令和8年 1月20日		第3回	・付託事項 福祉分野の重点事項3（高齢者福祉、介護保険） 高齢化の更なる進展に対応した取組の推進
3月2日	第2回		・目黒区障害者自立支援協議会からの意見について ・計画専門委員会の検討状況について
3月23日		第4回	・付託事項 福祉分野の重点事項4（障害者福祉） 総合的な障害者福祉施策の推進 ・付託事項 福祉分野の重点事項5（介護・福祉人材） 介護・福祉人材の確保・定着・育成
令和8年度			
5月18日		第1回	・第10期介護保険事業計画基礎調査、高齢者の生活に関する調査の報告について ・目黒区障害者計画策定に関する調査の報告について ・計画専門委員会検討のまとめ 付託事項 福祉分野の重点事項について 付託事項 各計画の基本理念について
6月15日	第1回		・第10期介護保険事業計画基礎調査、高齢者の生活に関する調査の報告について ・目黒区障害者計画策定に関する調査の報告について ・計画専門委員会における検討のまとめについて
7月10日	第2回		・目黒区における地域福祉保健医療計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画の策定及び改定の基本的な方向について（答申）（案）について ・各計画の実績及び評価について（令和7年度末時点実績） 目黒区保健医療福祉計画、目黒区介護保険事業計画、目黒区障害者計画

用語解説（５０音順）

あ行

■ ICT（アイ・シー・ティー）

ICTは、「Information and a Communication Technology」の略で、情報通信技術と訳される。情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。パソコンやインターネットを使った情報処理や通信に関する言葉としてはITもあるが、ICTは、情報や知識の共有・伝達といったコミュニケーションの重要性を強調した概念。

■ アウトリーチ

生活上の課題を抱えているが相談機関等へ出向くことができない個人や世帯に対して、訪問支援、当事者が行きやすい場所での相談、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかけること。

■ アセスメント

人やものごとを客観的な指標に基づいて評価すること。福祉におけるアセスメントは、利用者の身体状況や生活環境などの情報を集めて総合的に分析し、利用者が抱えている課題を明確にすること。

■ 医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為。

■ インクルーシブ教育システム

障害のある者と障害のない者が可能な限り共に学ぶことを基本としつつ、個別の教育的ニーズに応じて最も的確な指導を提供することができる仕組み。

■ OJT

OJTは、「On the Job Training」の略で、実際に職場で業務の実践を行いながら、必要な業務知識を身につけていく教育手法のこと。

か行

■ 基幹相談支援センター

障害のある人の地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、総合的あるいは専門的な相談、情報提供、助言等を行う。あわせて、地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う。

■ 共生社会

障害の有無にかかわらず、誰もが分け隔てられることがなく、基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、相互に人格と個性を尊重し合う社会。

■ 強度行動障害

自傷、他傷、こだわり、ものの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

■ グループホーム

認知症高齢者や障害者が、食事提供その他の日常生活の支援や機能訓練等のサービスを受けながら、地域で少人数の共同生活を行う住宅。

■ 健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限のある「健康ではない期間」を意味する。

■ 高次脳機能障害

事故による脳の損傷等に伴い、後遺症等として生じる言語・思考・記憶・行動等の認知機能の障害のこと。

■ 合理的配慮

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁（社会における事物、制度、慣行、観念等）を取り除くために必要な配慮を行うことをいう。どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なる。

■ こども家庭センター

区市町村の母子保健機能と児童福祉機能を一体化し、妊産婦や子育て家庭、こどもからの相談に応じる機関。サポートプランを活用しながら、関係機関や地域資源と連携し、各家庭の状況に応じた切れ目のない包括的な支援を継続的に行うとともに、地域の支援体制づくりも担う。

■ コミュニティ・ソーシャルワーカー

地域を基盤として活動し、地域の中で支援につながらず困っている人を発見し支援するとともに、制度の狭間にいる人に寄り添い、地域の人とともに支援していくことを通して、個人の問題を地域共通の課題ととらえ、住民とともに新たな支援の仕組みをつくり出していく地域福祉の専門職。「地域福祉コーディネーター」ともいう。

さ行

■ 災害時要配慮者

災害時に特に配慮が必要な高齢者や障害者などをいう。さらに、避難生活に特別な支援が必要な妊産婦、乳幼児、外国人なども要配慮者として考えられる。

■ 児童発達支援センター

児童福祉法に基づき、療育が必要な子どもに対し、日常生活での基本動作の習得や集団生活への適応に向けて、専門的な知識及び技術に基づいた発達支援を行う通所施設。児童発達支援事業の他、保育所等訪問支援事業や、障害のある子どもやその家族へ援助・助言を行う相談支援事業を行うなど、地域の障害児支援の中核的な役割を担っている。

■ 重層的支援体制整備事業

令和2年6月、社会福祉法改正に伴い創設された国の事業。区市町村において既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を実施するもの。

■ 障害者虐待防止センター

障害者虐待防止法に基づいた、虐待の通報や届出、相談を受けて、事実確認や安全確認を行い関係機関とともに対応方法を協議して、解決に向けた支援を行う機関。

■ 生活困窮者

生活困窮者自立支援法では、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義している。

■ 生活支援コーディネーター

地域住民等多様な主体が参画する協議体と連動しながら、社会資源の把握や関係団体との顔の見える関係をつくり、高齢者の生活上のニーズとマッチングや生活支援サービスの創出を目指して地域の支え合い活動を推進する役割を担う職員。

■ 生活支援体制整備事業

介護保険法に基づく事業で、地域住民や団体、企業の関係者など様々な人々と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者社会参加の推進を一体的に図るために、「生活支援コーディネーター」と「協議体」が設立された。

■ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育の包括的な確保と重層的な連携による支援体制のこと。

■ 成年後見制度

認知症、知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分な人について、自己決定を尊重しながら本人の権利や財産を保護するための制度。

た行

■ 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、「人與人」「人と資源」が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

■ 地域生活支援拠点

障害者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、相談、一人暮らしやグループホームの体験、緊急時の受入れや対応、専門の人材の確保や養成、地域の体制づくり等の機能を備えた拠点となる施設。

■ 地域包括ケアシステム

要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援体制のこと。

■ 地域包括支援センター

すべての区民を対象とした保健福祉の総合相談を実施する「支援を必要とするすべての人を支える地域包括ケアシステムの地域拠点」と位置づけている機関。保健師・看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員などの専門職が配置され、介護保険法で定められた業務（総合相談窓口、権利擁護、包括的・継続的マネジメント）のほか、保健福祉の総合相談、保健福祉サービスや介護保険認定申請等の受付業務を実施している。

■ 地域密着型サービス

認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように創設されたサービス体系で、区市町村が事業者の指定や監督を行い、サービスの利用は、原則としてその区市町村の被保険者に限定される。対象サービスは、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護（利用定員18人以下の通所介護）などがある。

■ デジタルデバイド

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

■ 特別支援教育支援員

小・中学校において、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、教員の指導のもと、学習活動や学校生活上の支援を行う。日常生活の介助、学習活動の補助、移動時の支援、安全確保、学校行事における支援等を通じて、児童・生徒が安心して学習や学校生活を送ることができるよう支援する。

な行

■ 認知症サポーター

認知症を正しく理解し、自分のできる範囲で、認知症の人や家族を応援する人。

は行

■ ハイブリッド形式

対面での研修とオンライン研修を組み合わせて実施する開催方式を指す。

■ 8050（はちまるごーまる）問題

ひきこもりや離職等によって、例えば80代の親と50代の子など、高齢者と中年の世帯が生活上の困難を抱え、社会から孤立してしまうこと。

■ 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において現れるもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害、行動及び情緒の障害とされる。

■ バリアフリー

バリアとは「障壁」のことで、福祉のまちづくりを進めるために様々な障壁をなくしていくことをいう。建築物や交通機関等のハード面のバリアとともに、生活にかかわる情報面や制度面のバリア、差別や偏見といった心のバリアを取り除いていくことも、バリアフリーの重要な側面である。

■ ピアサポーター

自らの障害や疾病等の経験を活かしながら、他の障害のあるかたを支え、分かち合う活動を行う当事者のこと。

■ ピアサポート

障害などを抱えた同じ立場の人（ピア）同士が支え合い、分かち合うこと。障害のある人の場合だけでなく、障害のある児童の親、がん患者、高齢者など様々な分野に広がっている。

■ 避難行動要支援者

災害等が発生、または、発生する恐れがある場合に、自力で避難することが困難なため、円滑・迅速な避難の確保などの支援を要する人のこと。

■ フレイル

「筋力」、「認知機能」、「社会とのつながり」が低下し、「加齢により心身が衰えた状態」のことで、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の間を意味する。フレイルは、早く気づき対策を行えば元の健常な状態に戻る可能性がある。

■ 包摂性

障害や年齢、国籍、性別、生活状況などの違いにかかわらず、誰一人取り残すことなく、すべての人を地域社会の一員として受け入れ、支え合うという考え方や性質のこと。

ま行 ・ ら行

■ 見守りネットワーク

見守る人・見守られる人を特定せず、地域の住民や事業者が日常の生活や業務を通し、地域の異変に気が付いたときに、地域包括支援センターに連絡し、訪問や区関係所管課につなぐなど必要なサービスが行えるように地域で見守る仕組み。愛称は「見守りめぐねっと」。

■ 民生委員・児童委員

地域で生活上の問題、家族問題、高齢者福祉・児童福祉など、あらゆる分野の相談に応じ助言・調査などを行う。保護や援助が必要な人がいる場合は、関係行政機関に連絡するなど区民に最も身近な存在として活動している。

■ ライフステージ

乳児期・幼児期・児童期・青年期・壮年期・老年期など人間が誕生してから亡くなるまでの生活上における年代別の各段階。

目黒区における地域福祉保健医療計画、高齢者福祉計画、
介護保険事業計画及び障害者計画の策定及び改定の
基本的な方向について
(答申)

令和8年7月発行

発 行 目黒区

編 集 目黒区 健康福祉部 健康福祉計画課

〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

電話 03(5722)9406(直通)

